

第2部 災害予防・減災対策

第1章 自助・共助を育む対策の推進

第1節 県民や地域の防災対策の促進(予防1)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・家族3日分以上の食料や飲料水の備蓄、家屋の耐震化や家具固定、万一の際の避難場所や家族間の連絡方法の確認など、県民が地震・津波からわが身を守るために備えが十分でない。

【この計画がめざす状態】

- ・ほとんどの県民が、地震発生時の“揺れ”から生命を守り、家族が地震発生後3日間以上を生き延びるための自助の備えと、津波からの避難対策に取り組んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県	県民	(1) 地震・津波に関する情報の提供 (2) 防災関係機関等と連携した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施
	市町	(1) 市町の地域防災対策に関する普及・啓発事業への支援
市町	自治会等地域コミュニティ	(1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施 (2) 津波避難計画づくりの促進
	住民	(1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自主防災組織	地域住民	(1) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力 (2) 津波避難計画づくりの推進及び津波避難訓練の実践
防災活動に取り組むNPO等	住民や関係者	(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築 (2) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力
県民を顧客として事業を展開している防災関係機関	県民	(1) 事業活動を通した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施 (2) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
県民	(1) 家族防災会議の開催 (2) “揺れから命を守るために”の防災対策の推進 (3) “発災後72時間生き延びるために”の防災対策の推進 (4) “被災後の生活再建のために”の防災対策の推進 (5) “津波から命を守るために”の防災対策の推進

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県民を対象とした対策

(1) 地震・津波に関する情報の提供(防災対策部、政策企画部)

県民が本県で想定される地震や津波に関する正しい知識と危機意識を持った上で、自助・共助による防災対策に取り組めるよう、ホームページやマスメディア、SNS等を通して本県が対策の対象とすべき地震・津波情報等を発信する。

- ① 南海トラフ沿いを震源域とする地震・津波に関する地震動や津波高、浸水想定域等の被害想定の結果
- ② 内陸直下型地震に関する地震動等被害想定の結果
- ③ 県内で確認されている活断層の場所等
- ④ 過去に本県に被害をもたらした既往の地震・津波に関する情報

(2) 防災関係機関等と連携した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施(防災対策部、環境生活部、警察本部)

県民に対して事前の防災・減災対策及び発災時の防災行動等を適切に進めるための具体的な防災関連情報を伝えるため、各防災関係機関への協力を求めながら、要配慮者に配慮した多様な手段を用いた普及・啓発活動を実施する。(推進計画)

- ① 南海トラフ地震臨時情報や警戒宣言等が発せられた際に取るべき対応に関する知識等の普及・啓発
- ② 緊急地震速報や津波警報等の気象庁が発表する災害関連情報と発表時に取るべき対応に関する知識等の普及・啓発
- ③ 避難指示等の市町が発表する災害関連情報と避難活動等の取るべき対応に関する知識等の普及・啓発
- ④ 警戒宣言発令時及び地震発生時において自動車運転者が適切な行動を取るための広報・啓発
- ⑤ 住宅の耐震化や家具固定など地震動から生命を守り、被災時の再建を円滑に行えるような防災対策に関する知識等の普及・啓発
- ⑥ 生活必需品の備蓄など発災後72時間自らの力で生き延びるための防災対策に関する知識等の普及・啓発
- ⑦ 災害用伝言ダイヤルなど、災害時の家族間等の連絡手段に関する知識等の普及・啓発
- ⑧ 出火防止や救助活動への協力、避難行動要支援者への支援など、地震・津波発生時に取るべき自助、共助の防災活動に関する知識等の普及・啓発
- ⑨ 外国人住民の防災対策における自助、共助の取組を促進するための、防災訓練等の実施及び啓発
- ⑩ 地震保険への加入促進など、発災後の生活再建を円滑に進めるための防災・減災対策に関する知識等の普及・啓発
- ⑪ 国土地理院と連携して実施する自然災害伝承碑を活用した取組など、各地域に伝承されている災害教訓等の普及・啓発
- ⑫ その他、プレート境界型・内陸直下型の地震、津波に関して県民に伝えるべき知識等の普及・啓発

2 市町を対象とした対策

(1) 市町の地域防災対策に関する普及・啓発事業への支援(防災対策部)

市町が防災の一次的責務者として地域や住民等に対し、地域の実情に応じた防災思想・防災知識の普及活動を促進するため、県として必要な支援を行う。(推進計画)

- ① 各市町別の地震・津波に伴う人的・物的被害想定調査結果の提供
- ② 地震・津波対策の啓発にかかるコンテンツの提供
- ③ 地域の研修会や訓練等への防災技術専門員等の派遣
- ④ 防災啓発車(地震体験車)の派遣
- ⑤ 「避難所運営マニュアル策定指針」の提供
- ⑥ その他、市町の防災思想・防災知識の普及活動を促進するために必要な支援

<津波対策について>

- ⑦ 関係市町ごとの詳細な津波浸水予測図やデータの提供
- ⑧ 「地域における津波避難計画の作り方」、「個人の津波避難計画(Myまっふラン)を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」、デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「Myまっふラン+ (プラス)」の提供

■市町が実施する対策

1 自治会等地域コミュニティを対象とした対策

(1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施

地域における共助の取組を促進するため、県の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発及び支援に取り組む。

- ① 地域独自の防災訓練実施等への支援
- ② 地域における災害教訓の伝承を継続させるための支援
- ③ 地域の実情に応じた各避難所ごとの避難所運営マニュアル作成支援
- ④ 南海トラフ地震臨時情報や警戒宣言等が発せられた際に取るべき対応に関する知識等の普及・啓発

<津波対策について>

(2) 津波避難計画づくりの促進

津波の浸水が想定される地域において、「地域における津波避難計画の作り方」、「個人の津波避難計画(Myまっふラン)を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」、デジタルマップで自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「Myまっふラン+ (プラス)」等を活用した地域独自の津波避難計画及び地区防災計画の作成の促進を図る。

2 住民を対象とした対策

(1) 地震・津波対策に関する普及・啓発事業の実施

住民の自助の取組や共助への参画を促進するため、県の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発を図る。

- ① 住民の適切な避難や防災活動に役立つハザードマップや地震発生時の行動マニュアルの配布

- ② 市町の災害特性に応じた防災訓練の実施
- ③ 防災講演会(研修会)等の実施
- ④ 市町広報等による定期的な啓発による危機意識の醸成
- ⑤ 南海トラフ地震臨時情報や警戒宣言等が発せられた際に取るべき対応に関する知識等の普及・啓発

＜津波対策について＞

- ⑤ 県の津波浸水予測図等を活用した津波避難に関するハザードマップの配布
- ⑥ 「Myまっふラン」の作成に向けた普及・啓発
- ⑦ 市町の災害特性に応じた津波避難訓練の実施

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 地域・住民の防災対策の促進
- (2) 地域・住民に求める自助・共助による防災対策活動
- (3) その他必要な事項

■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

県や市町が実施する住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業や、各避難所ごとの避難所運営マニュアルの作成、避難所運営訓練等地域独自の防災訓練への積極的な協力に努める。

＜津波対策について＞

(2) 津波避難計画づくりの推進及び津波避難訓練の実践

「地域における津波避難計画の作り方」、「個人の津波避難計画(Myまっふラン)を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」、「Myまっふラン+(プラス)」等を活用した、地域における津波避難計画の策定を推進するとともに、計画を活用した津波避難訓練の実践に取り組むよう努める。

2 防災活動に取り組むNPO等の対策

(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築

県民の防災意識の向上及び自助・共助の促進を図るため、自組織の活動を積極的に情報発信するとともに、県民に対して必要な協力を呼びかけるよう努める。

(2) 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の活動の中で、県や市町が実施する県民や住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業への積極的な協力に努める。

■県民を顧客として事業を展開している防災関係機関が実施する対策

1 事業活動を通した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施

各々の事業活動の中で、県民の自助・共助の防災対策の促進が図られるよう、積極的に普及・啓発活動に取り組むとともに、防災対策上、発災時に県民の協力が必要な防災関係機関については、その内容についても積極的に啓発を図る。

2 県や市町の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の事業活動の中で、県や市町が実施する県民や住民の自助・共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業に積極的に協力する。

■県民が実施する対策

1 家族防災会議の開催

家族で地震や津波の発生に備え、必要な事前の防災対策や発災した際の役割分担や取るべき行動について話し合う家族防災会議を定期的に開催し、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るために自助・共助の備えを確認するよう努める。

また、就学児童・生徒を持つ家庭においては、家族防災会議における「防災ノート」の活用に努める。

2 “揺れから命を守るため”の防災対策の推進

自宅の耐震化や家具固定、出火防止対策など、地震・津波対策の基本となる揺れから確実に命を守るための防災対策の推進に努める。

また、空き家を保有、管理している県民は、発災時の被害拡大を防止するため、当該家屋の耐震化や出火防止対策あるいは撤去に努める。

3 “発災後72時間生き延びるため”の防災対策の推進

各家庭において、3日分以上の食料、飲料水、簡易トイレ等の備蓄、非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の常備等の対策を図り、発災後、支援があるまでの間、自らの命を自らで守るための備えに取り組む。

特に特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品等については供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の事情に応じた備蓄に取り組む。

4 “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

地震・津波により被災した場合にあっても、一刻も早く復旧・復興に取り組み、生活再建につなげることができるよう、前述の“揺れ”への対策の徹底のほか、地震保険に加入するなどの対策を講じるよう努める。

<津波対策について>

5 “津波から命を守るため”の防災対策の推進

自宅や学校、職場等を始め、日常的な行動範囲が津波浸水域に属する場合は、各々の場所の津波到達時間等を勘案した津波避難計画を策定し、避難場所、避難所に確実に避難するための備えに努める。

また、近隣に津波からの自力避難が困難な避難行動要支援者がいる場合は、地域の津波避難計画等に基づき、避難行動要支援者への避難支援に努める。

【参考】

この計画における避難場所及び避難所の用語の定義は以下のとおりとする。

- 避難場所 : 津波や大規模火災等から緊急かつ一時的に避難するための場所
- 指定緊急避難場所 : 基本法第49条の4第1項の規定に基づき、洪水や津波等の災害種別ごとに市町が指定する、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所
- 避難所 : 災害により短期間の避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う建物（避難所が避難場所を兼ねている場合もある）
- 指定避難所 : 基本法第49条の7第1項の規定に基づき、市町が指定する、規模や構造等政令で定める一定の基準を満たした避難所
- 福祉避難所 : 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来たす人たちのために、何らかの特別な配慮がされた避難所として市町が指定した施設

また、本計画においては、原則として、住民とは市民又は町民、地域とは市町内の自治会等で区分される特定の地域、地域住民とは地域に居住等をしている住民のことを指す。

【主担当課】

- ・地域防災推進課、広聴広報課、ダイバーシティ社会推進課、警備第二課

【監修部隊】

- ・総括部隊（総括隊・総務広報隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 活動態勢の整備」を参照。

第2節 防災人材の育成・活用(予防2)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・地域における女性や若者の防災人材及び災害ボランティアの人数や割合が少ない。また、これまで育成してきた防災人材の地域での活用が十分ではない。

【この計画がめざす状態】

- ・女性や若者の防災人材及び災害ボランティアが育ち、地域の防災活動への参画が進むとともに、育成した防災人材が地域の防災活動を牽引している。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県	県民	(1) 地域や企業等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用 (2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用
	市町(自主防災組織)	(1) 自主防災組織のリーダーに対する教育・啓発 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進
	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 関係団体等が行う人材育成への支援 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進
市町	住民	(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用
	自主防災組織	(1) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自主防災組織	自主防災組織構成員	(1) 構成員に対する教育・啓発
「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	組織の構成員やボランティア等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 (2) 構成員に対する教育・啓発

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
県民	(1) 県・市の防災人材育成事業への積極的な参画

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県民を対象とした対策(防災対策部・環境生活部)

(1) 地域や企業等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域や企業において防災活動を先導できる人材として、みえ防災・減災センターにおいて、みえ防災コーディネーターなどを引き続き育成するとともに、「みえ防災人材バンク」の枠組みに

より育成した人材を活用できる枠組みを市町と連携して構築し、市町の防災関係事業や地域の防災活動における活発な活用を促進する。

- ※ みえ防災・減災センターは、三重県と三重大学が相互に連携・協力し、防災人材の育成と活用、調査研究、情報の収集と発信、交流促進等に取り組み、三重県における地域防災力の向上に資することを目的とし、平成26年4月に設置された。
- ※ みえ防災コーディネーターとは、地域や企業において、自主的に地域防災力向上にかかる活動を行うとともに、県や市町の要請により、地域で実施される防災訓練や研修会、タウンウォッチングなどに出向き、講義や助言等を行うことにより地域の防災リーダーとしての役割を果たす者をいう。
- ※ みえ防災人材バンクとは、みえ防災・減災センターにおいて、みえ防災コーディネーター等の防災人材の情報を集約し、市町・企業・地域等からの要請に応じて適切な人材を紹介し、防災人材の活用を促進するための制度をいう。

(2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用

避難所運営等においては女性への配慮が不可欠なことから、医療系、福祉系、教育系、行政系それぞれの分野において専門性のある職業に従事している女性を対象とした防災講座を開催するとともに、みえ防災コーディネーターや自主防災組織リーダー等についても女性を対象とした防災講座を開催するなど、主体的に行動できる女性人材の育成を図る。

また、育成した人材が情報交換ができるネットワークの構築、継続的なフォローアップを行うとともに、防災人材における若者の割合が低いことから、若い世代の防災人材育成に取り組む。

2 市町(自主防災組織)を対象とした対策(防災対策部)

(1) 自主防災組織のリーダーに対する教育・啓発

自主防災組織のリーダー等を対象とした育成講座については、市町の求める人材の育成となるよう、講座の内容については常に市町と調整を行いながら継続的に育成を行っていく。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

みえ地震・津波対策の日、みえ風水害対策の日、津波防災の日等に合わせ、地域やNPO等との連携を促進する事業を実施するとともに、通常行う事業においても、可能な限り相互連携を行う。

3 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)

(1) 関係団体等が行う人材育成への支援

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する災害ボランティアの活用を担う人材の育成事業を支援する。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

多様な防災人材の交流と連携を促進し、互いの役割や活動内容を学び合うことで、各々の活動の質を高めるとともに、災害時の協力関係を構築する。

■市町が実施する対策

1 住民を対象とした対策

(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域で実施される研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図る。

また、地域住民が参加する防災訓練やタウンウォッチング等の活動に際し、自主防災組織リーダーと連携して、みえ防災コーディネーター等の防災人材の活用を図る。

2 自主防災組織を対象とした対策

(1) 自主防災組織構成員に対する教育・啓発

自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する地域住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

県が実施する自主防災組織交流会等を活用するなどして、自主防災組織の相互連携を促進する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 防災人材の育成及び活用
- (2) その他必要な事項

■自主防災組織や防災活動に取り組むNPO等が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1) 構成員に対する教育・啓発

県や市町が実施する人材育成事業等を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

2 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等の対策

(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

- ① 災害ボランティアセンター運営リーダーの育成研修の実施
- ② 災害ボランティアコーディネーターの育成研修等の実施

(2) 構成員に対する教育・啓発

県や市町の人材育成事業等を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

■県民が実施する対策

1 県・市の防災人材育成事業への積極的な参画

県民は県や市が実施する防災人材育成事業等に積極的に参画し、地域の防災活動等への協力に努める。

【担当課】

- ・ 地域防災推進課、地域福祉課、ダイバーシティ社会推進課

【監修部隊】

- ・ 総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 活動態勢の整備」を参照。

第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化(予防3)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・自主防災組織や消防団の活動状況にはばらつきがある。また、自主防災組織や消防団に対し、避難行動要支援者対策や津波避難対策など、東日本大震災で顕在化した課題について十分な情報共有がなされていない。

【この計画がめざす状態】

- ・自主防災組織や消防団に対して適切な情報提供と共有がなされ、各々の活動が活性化して相互の連携が進み、自主防災組織の訓練が実施され、消防団員数の増加が図られている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県	自主防災組織	(1) 自主防災組織の育成及び活性化の促進 (2) 自主防災組織の結成促進
	市町(消防団)	(1) 消防団の育成及び活性化の促進
	県民	(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進
市町	自主防災組織	(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進 (2) 自主防災組織の結成推進
	消防団	(1) 消防団の育成及び活性化の推進
	住民	(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自主防災組織	他地域の自主防災組織等の防災関係団体	(1) 自主防災活動の活性化
消防団	他地域の消防団等の防災関係団体	(1) 消防団活動の活性化

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
県民	(1) 自主防災組織や消防団の活動への参画

第3項 対策

■県が実施する対策

1 市町(自主防災組織)を対象とした対策(防災対策部)

(1) 自主防災組織の育成及び活性化の促進

市町との連携のもと、自主防災組織の育成及び活性化の促進を図る。

- ① 自主防災組織のリーダー等の人材育成を目的とした研修等教育・啓発活動の実施
- ② 自主防災組織への女性の参画促進に向けた支援
- ③ 自主防災組織のネットワーク化や地域の消防団、他の防災関係団体等との連携に向けた支援
- ④ 東日本大震災の教訓をふまえた避難所運営マニュアル策定指針や避難行動要支援者対策

に関する考え方など、自主防災組織の活動に求められる最新の情報やコンテンツの提供

- ⑤ 自主防災組織実態調査による活動の実態と問題点の把握

(2) 自主防災組織の結成促進

地域の自主防災体制を強化するため、市町と連携し、自主防災組織の未結成地域における組織の立ち上げを促進するとともに、結成された自主防災組織の活動が活発に、継続して行われるよう支援を行う。

2 市町(消防団)を対象とした対策(防災対策部)

(1) 消防団の育成及び活性化の促進

消防団員入団促進キャンペーン月間(2月)に消防団員募集の働きかけを行うなど、三重県消防協会の協力を得ながら消防団の育成及び活性化を促進する。(推進計画)

また、それぞれの地域において消防団と自主防災組織の連携した取組が推進されるよう支援を行う。

3 県民を対象とした対策(防災対策部)

(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団の活動内容や実績等の広報により、自主防災組織や消防団の活動や役割への県民の理解を深め、協力や参画の意識を高める。

- ① 「みえの防災大賞」の表彰や「みえの防災活動事例集」の配布等による優良自主防災組織活動の紹介
- ② 県内・県外の自主防災組織交流会を通じた優良事例の情報共有
- ③ 防災啓発番組における自主防災活動の紹介

■市町が実施する対策

1 自主防災組織を対象とした対策

(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進

各自主防災組織が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

- ① 訓練等の自主防災活動に対する支援
- ② 自主防災組織の平常時及び災害時の活動計画を定めた防災計画の作成指導
- ③ 防災資機材の整備にかかる支援
- ④ 自主防災組織リーダー等の人材育成
- ⑤ 組織への女性の参画促進や自主防災組織間のネットワーク化、地域の消防団との連携による組織の活性化推進
- ⑥ 必要に応じ、地域の住民、事業所、施設管理者等が連携した、共同の自主防災組織の創設や自主防災組織連絡協議会の設置の促進

(2) 自主防災組織の結成促進

自主防災組織の未結成地域を有する市町においては、同地域における自主防災組織の立ち上げを推進するとともに、結成された自主防災組織の活動が活発に、継続して行われるよう、支援を行う。

また、地域の消防団との連携強化を図るために人材育成を図る。

2 消防団を対象とした対策

(1) 消防団の育成及び活性化の促進

消防団員が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

3 住民を対象とした対策

(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団と連携し、地域住民の自主防災組織や消防団への参画、活動に対する協力を促進するため、啓発、研修等を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 自主防災組織の活動支援及び活性化
- (2) 自主防災組織の活動内容(平常時及び災害時)
- (3) 自主防災組織の結成促進
- (4) 消防団の育成及び活性化の促進
- (5) その他必要な事項

■自主防災組織や消防団が実施する対策

1 自主防災組織の対策

(1) 自主防災組織活動の活性化

地域住民の自主防災組織への参加・協力を促進するため、訓練や研修、啓発などを継続的に実施するとともに、地域の消防団等との連携を強化する等により、自主防災組織活動の活性化を図る。

また、県が実施する防災大賞表彰式や自主防災組織交流会の開催、防災活動事例集の配布等により、優良事例の共有や他地域の自主防災組織との交流を図る。

2 消防団の対策

(1) 消防団活動の活性化

地域住民の消防団への参加・協力、地域の自主防災組織との連携強化を促進するため、消防団活動の啓発や団員募集の働きかけなどを継続的に実施するとともに、市町消防への協力や防災訓練、地域行事等への参加を通じて消防団活動の活性化を図る。

また、国や県が実施する研修や交流会等を活用し、情報の共有や他地域の消防団との交流を図る。

■県民が実施する対策

1 自主防災組織や消防団の活動への参画

県民は地域等における防災活動の活性化のため、自主防災組織や消防団が実施する訓練や研修に積極的に参画するように努める。

【担当課】

- ・消防・保安課、地域防災推進課

【監修部隊】

- ・総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 活動態勢の整備」を参照。

第4節 ボランティア活動の促進(予防4)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体と行政との円滑な関係の構築が十分ではなく、県内外からの支援に訪れるボランティアや支援団体が各々の力を十分に発揮できる状態はない。

【この計画がめざす状態】

- ・防災活動に取り組むNPO・ボランティア団体をはじめとした多様な支援主体と行政との円滑な関係が構築され、様々な分野のボランティアが自らの力を十分発揮しながら被災地支援に取り組める環境が整備されている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県	「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、体制強化 (2) 県域協働プラットフォームの設置・運営等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 関係団体等が行う人材育成への支援
	NPO・ボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援 (2) 多様な分野のNPO・ボランティア等が専門性を災害時にも活かすための検討促進
	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動支援 (2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要な近隣の市町及び関係団体等との協力体制の構築
市町	県民・企業	(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進
	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備 (2) ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築 (3) 災害ボランティア人材の育成等
	防災活動に取り組むNPOボランティア等	(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援
	住民・企業	(1) 災害ボランティア等への参画促進

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等	組織の構成員やボランティア等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成
	市町等の災害ボランティア担当機関	(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の活動支援と連携体制の構築
企業	従業員等	(1) 災害ボランティア等への参画促進

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
県民	(1) 災害ボランティア等への参画

第3項 対策

■県が実施する対策

1 「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)

(1) 「みえ災害ボランティア支援センター」の活動環境の整備、体制強化

「みえ災害ボランティア支援センター」を災害時に設置し、各市町等の災害ボランティアセンターを後方支援するため、県災対本部や関係機関、県外のボランティアネットワーク等との連携等を含んだ計画・マニュアルの策定・見直しを実施するとともに活動体制の強化を図る。

(2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等にかかる協力関係・連携体制の構築

広域で活動する多様な支援主体が情報共有や連携・協働するための「県域協働プラットフォーム」を設置・運営するための分野や県域を越えた協力・連携体制を平常時の交流を通して構築する。

(3) 関係団体等が行う人材育成への支援

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する災害ボランティアの活用を担う人材の育成事業を支援する。

2 NPO・ボランティア等を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)

(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア等の活動を支援する。

(2) 多様な分野のNPO・ボランティア等による災害時に専門性を活かした活動の促進

平常時に多様な活動を展開しているNPO・ボランティア等に対し、情報提供や研修会の実施等により、災害時にもその専門性を活かしたボランティア活動が積極的に行える様に働きかける。

3 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策(防災対策部、子ども・福祉部、環境生活部)

(1) 各市町等の災害ボランティアセンター等の設立及び活動等支援

市町の大きさに応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進し、運営を支援するため、災害ボランティアセンターの運営に関する人材の育成を図る。

(2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要な近隣の市町及び関係団体等との協力体制の構築

情報共有や連携・協働するための「地域協働プラットフォーム」を設置・運営できるようにするため、地元内外で活動する多様な支援主体を対象とした研修会や訓練等の交流の場を提供する。

4 県民・企業を対象とした対策(環境生活部)

(1) 災害時の災害ボランティア等への参画促進

災害ボランティア活動の広報・啓発等により、災害時における県民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進する。

■市町が実施する対策

1 市町等の災害ボランティア担当機関を対象とした対策

(1) 災害ボランティアセンターの設立促進及び活動環境や活動条件の整備

市町の大きさに応じた適切な区域で実際的な災害対応にあたる災害ボランティアセンター等の設立を促進するとともに、マニュアル等の整備によりボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図る。

(2) 現地協働プラットフォームの設置・運営等に必要な近隣の市町及び関係団体等との協力関係・連携体制の構築

情報共有や連携・協働するための「現地協働プラットフォーム」を設置・運営するため、平常時からの交流を通して地元内外で活動する多様な支援主体との連携・協力体制を構築する。

(3) 災害ボランティア人材の育成等

災害ボランティアセンターを運営支援するボランティア等の人材育成を図るとともに、専門性を持ったボランティアの確保を推進する。

2 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等を対象とした対策

(1) 防災活動に取り組むNPO・ボランティア等への活動支援

災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるNPO・ボランティア等の活動を支援する。

3 住民・企業を対象とした対策

(1) 災害ボランティアへの参画促進

災害ボランティア活動の広報・啓発等により、住民及び企業の災害ボランティア等への参画を促進する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) ボランティアの活動環境の整備

(2) ボランティア関係団体の協力体制の構築

(3) ボランティア人材の確保・育成

(4) その他必要な事項

■「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体等が実施する対策

1 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

「みえ災害ボランティア支援センター」関係団体において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

- ① 災害ボランティアセンターの運営に関わる人材の育成研修の実施
- ② 多様な支援主体をつなぐ研修等の実施、交流の場の提供

2 各市町等の災害ボランティアセンター等の活動支援と連携体制の構築

各市町等が災害ボランティアセンター等を運営するにあたっての技術的支援等を行うとともに、ボランティア受入にあたってセンター間の総合的な連携体制の構築を図る。

■県民や企業が実施する対策

1 企業の対策

(1) 従業員等の災害ボランティア等への参画促進

企業の社会貢献活動の一環として、従業員等の災害ボランティア等への協力や参画の促進に努める。

2 県民の対策

(1) 災害ボランティア等への参画

可能な範囲で災害ボランティア等への協力や参画に努める。

【担当課】

- ・ 災害対策推進課、地域福祉課、ダイバーシティ社会推進課

【監修部隊】

- ・ 被災者支援部隊（被災者支援隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 活動態勢の整備」を参照。

第5節 企業・事業所の防災対策の促進(予防5)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・企業・事業所の事業継続計画（B C P）等の作成が進んでいない。また、地域と一体となった防災対策に取り組んでいる事業所は限られている。

【この計画がめざす状態】

- ・企業・事業所の事業継続計画（B C P）等の作成及び地域と連携した日常的な防災対策の推進により、災害発生時の事業の継続や地域と一体となった防災活動の実施のための備えが整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県	企業・事業所	(1) 防災計画や事業継続計画(B C P)等の作成促進 (2) 地域と連携した防災対策、防災活動の促進 (3) 企業防災力の向上に向けた普及啓発の推進
	市町(自主防災組織、自治会等)	(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進に向けた啓発
市町	企業・事業所	(1) 防災計画や事業継続計画(B C P)等の作成促進 (2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進 (3) 自衛消防組織の活動支援
	自主防災組織、自治会等	(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進
ライフライン事業者	企業・事業所	(1) 災害発生時のライフライン復旧対策の構築

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
企業・事業所	市町(自主防災組織、自治会等)	(1) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進
みえ企業等防災ネットワーク	関係企業・事業所	(1) 県内企業の防災力強化のためのネットワーク構築
自主防災組織、自治会等	企業・事業所	(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

【自助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
企業・事業所	企業・事業所	(1) 防災計画や事業継続計画(B C P)等の作成 (2) 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進 (3) 自衛消防組織の充実強化
	従業員等	(1) 防災教育・防災訓練の実施

第3項 対策

■県が実施する対策

1 企業・事業所を対象とした対策

(1) 防災計画や事業継続計画（B C P）等の作成促進（防災対策部、雇用経済部）

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、大規模災害時においても県内の経済活動が停滞することのないよう、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（B C P）等の作成・点検を促進する。

- ① 企業・事業所によるB C P等の作成を推進するための情報提供と条件整備の推進
- ② 工業団地（コンビナートを含む。）や集積地区における地域連携B C P等の作成支援
- ③ 津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者にかかる津波避難対策を含めたB C P等の作成の促進
- ④ サービス業など多様な業種のB C P等の作成支援

(2) 地域と連携した防災対策、防災活動の促進（防災対策部）

企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携を促進し、地域の防災力の向上が図られるよう支援する。

- ① 地域の防災訓練への参加促進と協力
- ② 企業・事業所における地域で実施した防災対策に関する社会貢献活動の事例のPR

(3) 企業防災力の向上に向けた普及啓発の推進（防災対策部）

普及・啓発活動を通じた企業・事業所の防災力の向上を図るための支援を行う。

- ① 防災対策にかかる優良企業表彰等の実施
- ② 従業員への防災教育や防災訓練等への講師派遣等の支援

2 市町（自主防災組織、自治会等）を対象とした対策（防災対策部）

(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進に向けた啓発

企業や事業所と連携した地域の防災対策の進め方や効果等の啓発を図り、連携を促進する。

- ① 優良事例の紹介等

■市町が実施する対策

1 企業・事業所を対象とした対策

(1) 防災計画や事業継続計画（B C P）等の作成促進

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（B C P）等の作成・点検を促進する。

特に津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者にかかる津波避難対策を含めたB C P等の作成・点検の促進に努める。

(2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備し、地域の防災力の向上を図るとともに、災害時に市町や各種団体が企業・事業所と協働で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等に関する協定の締結に努める。

(3) 自衛消防組織の活動支援

企業・事業所の自衛消防組織の活動や地域の自主防災組織との連携強化に向けた支援を行う。

2 自主防災組織、自治会等を対象とした対策

(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民や地域における様々な団体に対して企業・事業所との防災対策に関する連携を促し、地域の防災力の向上を図る。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 企業・事業所における防災対策の促進
- (2) 企業・事業所と地域が連携した防災対策の促進
- (3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

<ライフライン事業者が実施する対策>

1 災害発生時のライフライン復旧対策の構築

災害時において発生する電気・ガス・水道・通信・鉄道等地域住民の生活に大きな影響を与えるライフゲイン被害について、ライフゲイン企業等関係機関・関係自治体により構成される「三重県ライフゲイン企業等連絡会議」において、構成員間の情報共有や協力関係の構築を図り、迅速かつ的確な復旧対策を検討する。

■企業・事業所が実施する対策

1 防災計画や事業継続計画（B C P）等の作成

各企業・事業所において、災害時における顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、東日本大震災等大規模災害の教訓などをふまえた防災計画や事業継続計画（B C P）等の作成・点検に努める。

特に津波災害の危険性の高い臨海部の堤外地に立地する事業者については、津波避難対策を含めたB C P等の作成・点検に努める。

2 企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進

事業所の施設の耐震化、設備や什器等の転倒・落下防止等、地震の揺れに対する安全性の確保や二次災害の防止対策を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材の整備に努める。

3 自衛消防組織の充実強化

災害時に適切な防災活動が行えるよう、自衛消防組織の充実強化に努める。

4 従業員等への防災教育・防災訓練の実施

従業員等への防災教育を実施し、防災思想・知識の定着を図るとともに、防災訓練への参画を促し、災害時の対応能力の強化に努める。

- ① 従業員の自宅等の耐震化、家具固定を始めとする、従業員とその家族等を守るために防災対策に万全を期すための教育・啓発の実施に努める。
- ② 定期的な防災訓練の実施や防災に関する研修会等への参画を促進する。

5 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民、自主防災組織等の地域における様々な団体と協力し、地震災害の予防及び発災時の対策に備えるよう努める。

- ① 平常時から地域と合同の防災活動の実施等による関係づくりを進め、災害時において、地域住民の避難、救出、応急手当、消火活動、情報の提供にあたって積極的な役割を果たすよう努める。
- ② 業種や事業規模に応じ、災害時に市町や各種団体と協働で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等に関する協定を締結するなど、地域の防災対策に貢献するよう努める。

■みえ企業等防災ネットワークが実施する対策

1 県内企業の防災力強化のためのネットワーク構築

防災に関する知識の習得や企業間相互の交流・理解・協力をを行い、防災力診断やB C P等の作成支援等を通じた企業防災力の向上や企業と地域との連携の構築を図る。

■自主防災組織、自治会等が実施する対策

1 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域の企業・事業所との防災対策に関する連携を推進し、互いの防災力を高めることで、地域の防災力の向上に努める。

【主担当課】

- ・地域防災推進課、雇用経済総務課

【監修部隊】

- ・生活・経済再建支援部隊

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 活動態勢の整備」を参照。

第6節 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進(予防6)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・学校における書庫や備品固定等の耐震対策、津波からの避難対策などの取組や、児童生徒等への防災教育、家庭や地域との連携が十分とはいえない状況にある。

また、幼稚園や保育所等における防災対策についても同様の状況にある。

【この計画がめざす状態】

- ・すべての学校や園などにおいて必要な耐震対策や津波避難対策がなされ、児童生徒等、教職員の安全が確保されるとともに、防災教育の徹底により、児童生徒等の安全確保と家庭や地域への防災啓発が図られている。



第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県	県立学校	(1) 児童生徒等の安全確保 (2) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 (3) 学校施設の耐震化及び非構造部材の耐震対策 (4) 学校施設の安全点検
	児童生徒等	(1) 防災教育の推進
	教職員	(1) 学校防災人材の育成と活用
	児童生徒等の保護者	(1) 家庭と連携した防災教育の推進
	地域(地域住民)	(1) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進 (2) 地域と文化財所有者等が連携した地域防災対策の推進
	私立学校、民間の園等	(1) 防災対策の推進
	児童福祉施設等	(1) 防災対策の推進
県立学校	県立学校	(1) 児童生徒等の安全確保 (2) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 (3) 学校施設の安全点検
	児童生徒等	(1) 防災教育の推進
	児童生徒等の保護者	(1) 家庭と連携した防災教育の推進
	地域(地域住民)	(1) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進
市町	公立小中学校等	(1) 児童生徒等の安全確保 (2) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 (3) 学校施設の耐震化及び非構造部材の耐震対策 (4) 学校施設の安全点検

	児童生徒等	(1) 防災教育の推進
市町	教職員	(1) 学校防災人材の育成と活用
	児童生徒等の保護者	(1) 家庭と連携した防災教育の推進
	地域(地域住民)	(1) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進 (2) 地域と文化財所有者等が連携した地域防災対策の推進
	公立幼稚園	(1) 防災対策の推進
	児童福祉施設等	(1) 防災対策の推進
私立学校、民間の園・児童福祉施設等の管理者	私立学校、民間の園・児童福祉施設等の管理者	(1) 防災対策の推進

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
保護者・児童生徒等	(1) 家庭における防災についての話し合い

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県立学校施設や児童生徒等、教職員を対象とした対策(教育委員会)

(1) 児童生徒等の安全確保

児童生徒等の安全を確保するため、学校における防災教育及び防災対策がさらに充実するよう、支援する。

(2) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施

各学校での災害に備えた防災体制の整備、各学校の立地状況に応じた避難計画等の防災計画の策定、見直し、計画に沿った訓練の実施を支援する。

(3) 学校施設の耐震化及び非構造部材の耐震対策

学校施設の構造体の耐震化及び非構造部材の耐震対策を行う。

(4) 学校施設の安全点検

学校施設の点検を隨時行い、必要な補修が行えるよう、学校を支援する。

(5) 児童生徒等への防災教育の推進

防災ノート等の活用による防災教育を継続して推進する。

(6) 教職員(公立小中学校等教職員を含む)の学校防災人材の育成と活用

学校防災リーダー等を中心とした防災教育・防災対策を推進する。

また、初任者、教職6年次、中堅教諭等資質向上、新任管理職研修等に防災教育の内容を盛り込む。

(7) 三重県災害時学校支援チームの設置・運営

被災した学校を支援するため、災害時における学校運営等の専門知識と実践的な対応能力を備える教職員を育成し、「三重県災害時学校支援チーム」を設置・運営する。

(8) 家庭と連携した防災教育の推進

防災ノートの活用等による家庭と連携した防災教育を推進する。

2 地域及び住民を対象とした対策(教育委員会)

(1) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法等について円滑に検討できるよう、学校と地域、家庭との連携を一層促進する。

(2) 地域と文化財所有者等が連携した地域防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。

3 私立学校、民間の園・児童福祉施設等の管理者を対象とした対策(環境生活部、子ども・福祉部)

(1) 私立学校、民間の園等の防災対策の推進

県立学校に準じた防災対策を講じるよう働きかけるとともに、低学年児童等に配慮した防災対策にかかる情報提供等の支援を行う。

(2) 児童福祉施設等の防災対策の推進

県立学校、公立小中学校等・園の防災対策を参考に、施設に応じた防災対策を講じるよう働きかけるとともに、乳幼児に配慮した防災対策にかかる情報提供等の支援を行う。

また、放課後児童クラブにおける防災対策の促進について市町等に働きかける。

■県立学校が実施する対策

1 県立学校施設や児童生徒等、教職員を対象とした対策

(1) 児童生徒等の安全確保

児童生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、その他登下校時の危険を回避するための方法等について必要な見直しを行うとともに、児童生徒等、教職員、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(2) 校内の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施

各学校では、平素から災害に備えた防災体制を整備し、教職員の任務の分担及び相互の連携等を明確に定める。

また、東日本大震災の教訓をふまえ、各学校の立地状況に応じた避難計画等の防災計画の策定、見直しを図り、計画に沿った訓練を実施する。

(3) 学校施設の安全点検

学校施設の点検を隨時行い、必要な補修を行う。

<津波対策について>

津波浸水想定地域にある学校にあっては、津波警報発表時等の避難計画を整備し、避難訓練の実施の徹底を図る。

(4) 児童生徒等への防災教育の推進

防災ノート等の活用による防災教育を継続して行う。

(5) 家庭と連携した防災教育の推進

防災ノートの活用等による家庭と連携した防災教育に取り組む。

2 地域及び住民を対象とした対策

(1) 地域と学校が連携した地域防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施に努め、災害時に学校と地域が担う役割分担などを整理・確認する。

災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法等について、地域と学校が事前に話し合いを行うなどして、検討しておく。

■市町が実施する対策

1 公立小中学校等の防災対策の推進

「<県が実施する対策> 1 県立学校施設や児童生徒等、教職員を対象とした対策及び2 地域及び住民を対象とした対策」、「<県立学校が実施する対策>」に準じる。

2 公立幼稚園の防災対策の推進

「<県が実施する対策> 3 私立学校、民間の園・児童福祉施設等の管理者を対象とした対策」の「民間の園」に準じる。

3 児童福祉施設等の防災対策の推進

公立の児童福祉施設については、公立小中学校等・園に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組む。

また、民間児童福祉施設については、公立小中学校等・園に準じた防災対策を講じるとともに、特に乳幼児に配慮した防災対策に取り組むよう指導する。

放課後児童クラブにおいては、児童の安全確保のための防災対策を推進するとともに、民間事業者に対する指導を図る。

4 地域と文化財所有者等が連携した地域防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時の文化財搬出活動等について円滑に検討できるよう、文化財所有者等と地域との連携を推進する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 公立小中学校等・園の防災対策の推進
- (2) 児童福祉施設等の防災対策の推進
- (3) 文化財の防災対策の推進
- (4) その他必要な事項

■私立学校、民間の園・児童福祉施設等の管理者が実施する対策

1 私立学校、民間の園・児童福祉施設等の防災対策の推進

県立学校、公立小中学校等・園、児童福祉施設等に準じた防災対策を講じるよう努める。

■保護者・児童生徒等が実施する対策

1 家庭における防災についての話し合い

学校等での防災教育を家庭で共有するとともに、防災ノート等を活用し、事前の防災対策及び発災した際の役割分担、取るべき行動について家族で話し合うように努める。

【担当課】

- ・子どもの育ち支援課、子ども福祉・虐待対策課、私学課、
教育総務課、学校経理・施設課、社会教育・文化財保護
課

【監修部隊】

- ・被災者支援部隊（教育対策隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 活動態勢の整備」を参照。

第2章 安全な避難空間の確保

第1節 避難対策等の推進(予防7)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・避難場所等の整備や住民一人ひとりの避難経路、場所等の検討が十分ではない。また、避難行動要支援者の命を救うための津波避難対策、要配慮者や女性に配慮した避難所運営マニュアルの策定や福祉避難所の指定等について、多くの地域で取組が進んでいない。

【この計画がめざす状態】

- ・避難場所等の整備が進み、住民一人ひとりが個別の避難計画を策定している。また、地域において津波避難や避難所運営における弱者対策が図られるとともに、社会福祉施設等との連携による福祉避難所の指定が進むなど、要配慮者の避難対策に最大限配慮した地域づくりが進んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県	市町等 地域住民等	(1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備 (2) 避難誘導対策 (3) 避難所運営及び避難者支援対策 (4) 避難行動要支援者・要配慮者対策 (5) 観光客、帰宅困難者等対策 (6) ペット対策 (7) 避難所外避難者対策 (8) 感染症対策
市町	地域住民等	(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知 (2) 指定避難所、避難路の整備・周知 (3) 避難指示基準の策定等 (4) 避難誘導対策 (5) 避難所運営対策 (6) 避難行動要支援者・要配慮者対策 (7) 観光客、帰宅困難者等対策 (8) ペット対策 (9) 避難所外避難者対策 (10) 感染症対策

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
自主防災組織等 地域	地域住民	(1) 地域の避難対策の推進
要配慮者関連施設	入所者等要配慮者	(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進
不特定多数の者 が利用する施設	施設利用者	(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進
観光事業者等	観光客等	(1) 観光客等にかかる避難対策の推進

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
県民	(1) 避難訓練等への参加など地域の避難対策への協力 (2) 避難場所、避難所や避難方法の確認など個人の津波避難計画の策定 (3) ペット対策

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県における対策及び市町を対象とした対策

(1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備（関係各部）

公園等の県有地や一定規模の県有施設等について、防災上の総合的な利用計画等を策定していく中で、可能な施設等を市町の指定緊急避難場所、指定避難所として活用することを検討するとともに、これら指定緊急避難場所、指定避難所への備蓄や安全に避難するための避難路の整備を推進する。（推進計画）

＜津波対策について＞

津波浸水予測図で浸水の可能性があると認められる地域を有する市町に対し、高台など安全性が確保された指定緊急避難場所や津波避難ビル等の確保、浸水しない地域への指定緊急避難場所の確保を促す。

(2) 避難誘導対策（防災対策部）

市町における適切な避難指示の発令体制を整備するため、避難指示の判断基準・伝達マニュアルの策定、見直しや、これらを用いた避難訓練等の実施を働きかける。

また、避難指示の情報を速やかに住民に伝達するため、県・市町・放送事業者・通信事業者間等で情報伝達について相互理解を深めるとともに、連携体制を構築する。

不特定多数の県民が利用する施設については、多数の避難者の集中や混乱を想定した避難誘導計画の作成、訓練の実施を促進する。

＜津波対策について＞

避難誘導や防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間を考慮した、水門・陸閘の閉鎖や、避難行動要支援者の避難支援などの緊急対応を行う行動ルールを検討する。

また、県が策定した「津波避難に関する三重県モデル事業実施報告書」、「Myまっぷラン（個人の津波避難計画）」を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」のほか、デジタル地図上で避難計画の作成等が行える「Myまっぷラン+（プラス）」等を活用した、地域及び住民個々の津波避難計画作成を促進するとともに、この計画作成過程において、徒歩避難の原則の中で自動車避難を行う場合のルールづくりを促す。

(3) 避難所運営及び避難者支援対策（防災対策部、医療保健部、子ども・福祉部、環境生活部）

「避難所運営マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル基本モデル」等を活用した、各市町の指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの策定を促す。

また、男女共同参画の視点や要配慮者に配慮した避難所運営体制の構築の支援を行う。

災害時に避難所の運営や避難者の健康管理等を支援するために、平常時において災害時の保健師等の活動に関する研修等の実施や専門機関の連携体制の構築を図るとともに、「三重県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン」に基づいた連携体制づくりなど、事前対策の充実を図る。

(4) 避難行動要支援者要配慮者対策（防災対策部、医療保健部、子ども・福祉部）

避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町や地域における情報伝達体制の整備

や「避難行動要支援者名簿」の作成を通じ、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有及び個別避難計画の策定や、避難行動要支援者が参画する避難訓練の実施を働きかける。

また、市町における福祉避難所の指定状況や運営マニュアル等の策定状況を把握し、福祉避難所の確保を支援するとともに、要配慮者関連施設間の相互支援協定等の締結を促進する。あわせて、災害時に福祉避難所の運営を指揮する災害時福祉支援リーダーを養成する。

避難所の運営に際しては、「避難所運営マニュアル策定指針」等を用いた、要配慮者に配慮した避難所運営マニュアルの策定を促進するとともに、福祉避難所の運営マニュアル作成を支援する。(推進計画)

<津波対策について>

市町や地域の津波避難計画の策定にあたっては、避難行動要支援者に配慮した計画の策定を働きかける。

また、津波被害が想定される保育所、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設の把握及び対象施設における避難計画の策定を促進する。

(5) 観光客、帰宅困難者等対策（防災対策部、雇用経済部）

平常時から情報共有する場を設けるなど、観光関連団体等との連携を密にして啓発活動を行うほか、帰宅困難者対策として、旅館・ホテルや飲食店等の施設等を飲料水や道路情報等の提供場所、一時休憩場所又は一時避難所として利用できるよう関係事業者、団体等との連携を図る。

(推進計画)

(6) ペット対策

県は、市町、(公社)三重県獣医師会等の関係団体等と連携し、飼い主責任を基本とした同行避難を想定した危機管理体制を整備する。

(7) 避難所外避難者対策（防災対策部）

市町と連携し、「避難所運営マニュアル策定指針」を用いた避難所外避難者対策を促進する。

(8) 感染症対策（防災対策部）

「避難所運営マニュアル策定指針」等により、市町の避難所運営における感染防止対策を促進するとともに、感染防止対策資機材を備蓄する。

また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設等を避難所として活用する取組を支援する。

■市町が実施する対策

1 地域等を対象とした対策

(1) 指定緊急避難場所、避難路の整備及び指定と住民等への周知

津波等の切迫した災害から住民等が緊急的に避難する場所のうち、災害想定区域外にあること等内閣府令で定める基準に適合するものを、津波や洪水、土砂災害等の災害種別ごとに指定緊急避難場所としてあらかじめ整備及び指定し、必要な資機材等の備蓄を図るとともに、指定緊急避難場所までの安全な避難路を整備して、地域・住民に周知する。

指定緊急避難場所の指定にあたっては、その適切性を津波浸水予測図等で確認するほか、観光客等地域外の滞在者についても考慮した避難場所の確保に努め、必要に応じて管内の警察署及び他の防災関係機関と協議しておく。

また、指定後は避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識設置指針に基づくピクトグラムを用いた案内標識を設置するなど、住民、観光客等に対する周知を図る。

<津波対策について>

津波浸水予測図で浸水の可能性があると認められる地域で、高台等の避難場所のない地域については、津波避難ビル等の指定や津波避難タワーの整備等、多様な手段を用いた指定緊急避難場所の確保に努める。

また、津波に対する指定緊急避難場所及び避難路を周知し、地域及び住民個々の津波避難計画の策定を促す。

(2) 指定避難所・避難路の整備・周知

被災者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保される等内閣府令で定める基準に適合するものを、指定避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、指定緊急避難場所から指定避難所までの安全な避難路(道路)を整備して、地域・住民に周知する。

なお、指定避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な資器材等の備蓄を図る。

また、指定避難所の指定にあたっては、その適切性を津波浸水予測図等で確認する。

(3) 避難指示基準の策定等

避難の指示等を行う場合、地震及び津波の状況によって次のような基準をあらかじめ定めておく。

① 緊急避難

危険が目前に切迫していると判断され、至近の安全な場所に避難させる必要があるとき。

② 収容避難

地震、津波、地震災害等により家屋が全壊、半壊し、生活の拠点を失った場合。

③ 指示等の伝達体制の整備

急を要するため、消防無線、同報無線、広報車、有線放送、メール配信システム等周知の手段、方法について整備し、万全を図る。

(4) 避難誘導対策

県の実施する避難誘導対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難誘導対策を講じるよう努めるものとし、特に津波による被害が想定される市町においては、地域や住民が主体的に行う津波避難計画の策定を優先的に進め、計画に沿った避難訓練の実施を推進する。

(5) 避難所運営対策

県の実施する避難所運営対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難所運営対策を講じるよう努めるものとし、特に各指定避難所ごとの避難所運営マニュアルの整備を図り、関係者による避難所運営訓練の実施を推進する。

(6) 避難行動要支援者・要配慮者対策

県の実施する避難行動要支援者・要配慮者対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難行動要支援者・要配慮者対策を講じるよう努めるものとし、特に福祉避難所の指定を推進する。また、災害発生時の避難に特に支援を要する者について、各市町地域防災計画で定めた基準に基づく「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、避難支援等に携わる関係者と連携して個別避難計画を作成するよう努める。

(7) 観光客・帰宅困難者等対策

県の実施する観光客、帰宅困難者等対策に沿った、各市町、地域の実情に応じた観光客、帰宅困難者等対策を講じるよう努める。

(8) ペット対策

市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。

(9) 避難所外避難者対策

車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所運営における避難所外避難者対策を推進する。

(10) 感染症対策

県が実施する避難所運営支援策に沿った、各市町、地域の実情に応じた避難所運営対策等を講じるよう努めるものとし、必要な資機材の備蓄等を行う。

また、避難所における過密抑制のため、災害時に宿泊施設を避難所として活用することを検討する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 指定緊急避難場所、避難路の整備・周知
- (2) 指定避難所、避難路の整備・周知
- (3) 避難指示基準の策定等
- (4) 避難誘導対策
- (5) 避難所運営対策
- (6) 避難行動要支援者・要配慮者対策（避難行動要支援者名簿掲載基準、個別避難計画の作成・活用方針等）
- (7) 観光客、帰宅困難者等対策
- (8) ペット対策
- (9) 避難所外避難者対策
- (10) その他必要な事項

■自主防災組織や関係施設等が実施する対策

1 自主防災組織等地域の対策

(1) 地域の避難対策の推進

市町が行う避難対策に協力し、地域の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備、地域や個人の津波避難計画等の策定、避難所運営マニュアルの策定及びこれらに基づく防災訓練等の実施に努める。

2 要配慮者関連施設の対策

(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や入所する要配慮者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施、関係施設との災害時の相互支援協定の締結などの施設の避難対策に努めるとともに、市町の福祉避難所の指定に協力する。

3 不特定多数の者が利用する施設の対策

(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や利用者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施などの施設の避難対策に努めるとともに、市町の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に協力する。

4 観光事業者等の対策

(1) 観光客等にかかる避難対策の推進

市町等と連携し、観光地の所在地や観光客等の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実

施等、観光地、観光施設の避難対策に努める。

■県民が実施する対策

1 地域の避難対策への協力

地域の避難計画の策定や防災訓練等の実施、避難行動要支援者の支援対策など、地域の避難対策に協力するよう努める。

<津波対策について>

2 個人の津波避難計画の策定

津波浸水想定地域にある県民は、県の「Myまっふラン（個人の津波避難計画）」を活用した地域における津波避難計画策定の手引き」等を活用した個人の津波避難計画の策定に努める。

3 ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具の常備等に努める。

【主担当課】

- ・地域防災推進課、地域福祉課、長寿介護課、障がい福祉課、食品安全課、健康推進課、ダイバーシティ社会推進課、観光政策課

【監修部隊】

- ・総括部隊（総括隊）
- ・被災者支援部隊（被災者支援隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 活動態勢の整備」を参照。

第3章 地震・津波に強いまちづくりの推進

第1節 建築物等の防災対策の推進(予防8)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・防災上重要な公共施設については、高レベルの地震動でも人命等に重大な影響を生じさせることのない耐震性が求められているが、対策が追いついていない。また、発災時の応急仮設住宅の調査・調達・供給体制の整備が十分でない。

【この計画がめざす状態】

- ・防災上重要な公共施設における耐震化等の対策が進み、どの時間に地震が発生しても、揺れによる負傷者を出さず、公共施設の機能を維持できるよう整備されている。また、応急仮設住宅の調査・調達・供給体制が構築されている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県	県民、建築物の管理者等	(1) 建築物の耐震化の促進 (2) 耐震診断、耐震改修等を行う技術者の養成 (3) 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備 (4) 密集市街地にかかる地震防災対策の推進
市町	住民等	(1) 建築物の耐震化 (2) 耐震診断、耐震改修等を行う技術者の養成 (3) 密集市街地にかかる地震防災対策 (4) 応急仮設住宅供給体制の整備
その他の防災関係機関		(1) 各機関の建築物の耐震化の促進

第3項 対策

■県が実施する対策

1 建築物の耐震化の促進

建築物・工作物のうち、被災した場合に、災害応急対策活動の妨げや広域の経済活動に著しい影響を及ぼすおそれがあるものや、多数の人々を収容する建築物等については、重要性を考慮し、特に耐震性を高めるよう努める。

(1) 県有建築物

ア 耐震対策（総務部、教育委員会）

災害対策活動を円滑に進めるため、防災業務の中心となる施設及び多数の人々を収容する建築物等の耐震性の確保を図る必要があることから、次の建物を重点として、耐震性の調査を行い、耐震化計画に基づき、地震防災上必要な改修又は補強を実施する。

また、公共建築物の耐震性にかかるリストの作成及び公表を行い、建築物の耐震化を推進する。県有建築物の耐震化目標は、県が所有する対象建築物について、旧耐震基準で建築された建築物で多数の者が利用する建築物に該当しない以下の建築物を含め、これまで耐震化

を進めており、平成26年度末時点において、耐震化率100%となっているため、引き続き、建築物の適切な維持管理に努めていく。(推進計画)

項目	現状（H27.3現在）
県が所有する対象建築物の防災上の重要分類による耐震化の状況 〔 <ul style="list-style-type: none">・非木造で延べ床面積200m²を超えるもの。・県営住宅に関しては、延べ床面積200m²未満も含む。・小規模な建築物や自転車置き場等の施設は除く。 〕	100%

項目	現状（H27.3現在）
県庁舎の耐震化計画	100%

項目	現状（H27.3現在）
県立学校の耐震化計画	100%

県立学校の非構造部材の耐震対策が早期に完了できるよう、実施時期等について該当の学校との調整を進めるなど、計画的に取り組む。

イ 上記以外の対策

① 災害応急対策の実施上重要な施設（防災対策部、総務部）

災害対策本部又はその支部が置かれる庁舎の管理者等は、県庁舎等の揺れや津波による被災を軽減するよう努めるとともに、次に掲げる措置をとる。

- a 非常用電源の確保
- b 無線通信機等通信手段の確保
- c 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- d 施設の二次部材の安全確保

市町の指定避難所等に指定されている施設については、開設に必要な資機材の搬入や設置に協力する。(推進計画)

② 不特定多数の者が出入りする施設（関係各部）

県が管理する庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設、集客交流施設、美術館、図書館、病院等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。(推進計画)

- a 地震・津波等各種情報の入場者等への伝達
(施設が海岸近くにある場合や、強い、あるいは長くゆっくりとした地震を感じた時は、津波警報発表前でも来場者等に情報を伝達)
- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- d 出火防止措置
- e 水、食料等の備蓄
- f 消防用設備の点検・整備
- g 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

- h 学校、職業訓練校、研修所にあっては、当該学校等が、該当市町の定める津波対象地区にあるときは避難の安全に関する措置、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護措置
- i 社会福祉施設にあっては、重度障がい者、高齢者等で自ら移動することが不可能、又は困難な者への安全確保に必要な措置

(2) 一般建築物（県土整備部）

防災上重要な建築物（病院、社会福祉施設、学校、劇場等）や、防災上重要な道路沿道にあって倒壊により道路を閉塞するおそれのある建築物については、耐震性の確保を図るよう、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築基準法の制度などを活用して指導する。

特に、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断及び診断結果の公表が義務付けられた建築物の耐震化を促進する。

また、住宅は建築物数で圧倒的な割合を占めるものであり、事前に対策を講ずることで人命の確保・復旧費用の低減に資することから住宅耐震化を促進する。

項目	目標（R7年度末）	現状（R3.3現在）
三重県建築物耐震改修促進計画（第二次計画）における県内の住宅の耐震化率	89.0%	86.1%

(3) ブロック塀等対策（県土整備部）

ブロック塀については、正しい施工方法及び既存のものの補強の必要性について啓発を行うとともに、建築基準法等による基準が遵守されるよう建築確認窓口等において指導・相談対応等を行う。

2 耐震診断、耐震改修等を行う技術者の養成（県土整備部）

既存建築物の耐震診断、耐震改修等を推進するため、関係団体が開催する建築士等に対する講習会を支援し、技術者の養成を図る。

3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部）

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成

余震による建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るために、建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会を実施し、被災建築物応急危険度判定士の養成に努める。

また、市町が被災建築物応急危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う応急危険度判定コーディネーターの養成を行う。

項目	現状（R4.3末現在）
被災建築物応急危険度判定士	1,766人

(2) 被災宅地危険度判定士の養成

余震による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るために、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を実施し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

また、関係団体と協議のうえ市町が被災宅地危険度判定実施本部を設置した場合における当

該実施本部と判定士との連絡調整や判定実施準備等を行う判定調整員の養成に努める。

項目	現状 (R4.3末現在)
被災宅地危険度判定士	1,209人

(3) 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制

判定方法、判定技術者の権限、身分保障、派遣要請等について、行政庁間（国、県、市町）で相互に緊密な連携を取るとともに、市町の地域防災計画等に反映させるよう体制整備に努める。

また、被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度について、住民に対し、制度の周知に努める。

4 密集市街地にかかる地震防災対策の推進（県土整備部）

地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において、地域住民等が、建物の更新を図り、避難地、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備することを促進・支援する。

■市町が実施する対策

1 建築物等の耐震化

(1) 市町の建築物

県有建築物同様、被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動の妨げや広域における経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、又は多数の人々を収容する建築物など、防災上重要な建築物について耐震性の確保を図る。

(2) 一般建築物

「<県が実施する対策>1 (2) 一般建築物」に準ずる。

(3) ブロック塀等対策

「<県が実施する対策>1 (3) ブロック塀等対策」に準ずる。

2 耐震診断、耐震改修等を行う技術者の養成

「<県が実施する対策>2 耐震診断、耐震改修等を行う技術者の養成」に準ずる。

3 被災建築物応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備

市町において、県が実施する被災建築物応急危険度判定士養成講習会及び被災宅地危険度判定士養成講習会の受講を勧める等により、判定士を確保する。

また、迅速な判定活動実施のために、常に判定コーディネーター及び判定調整員として従事できる職員を確保するよう努める。

4 密集市街地にかかる地震防災対策

地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において建物の更新を図り、避難地、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備するよう努める。

5 応急仮設住宅供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握する。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 市町施設の耐震化
- (2) 建築物等の耐震性向上にかかる指導、啓発
- (3) 被災建築物応急危険度判定体制及び被災建築物危険度判定体制の整備
- (4) 応急仮設住宅供給体制の整備
- (5) ブロック塀等対策
- (6) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 各機関の建築物の耐震化の促進

「<市町が実施する対策> 1 (1) 市町の建築物」に準ずる。

【主担当課】

- ・災害対策推進課、災害即応・連携課、管財課、都市政策課、建築開発課、住宅政策課、学校経理・施設課

【監修部隊】

- ・被災者支援部隊（被災者支援隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 活動態勢の整備」を参照。

第2節 公共施設等の防災対策の推進(予防9)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none">・道路、海岸、港湾、漁港、河川にかかる公共施設等の耐震化、代替性の確保、多重化等の整備が十分でなく、地震・津波災害からの避難、救助、消火、復旧等の対策に障害が生じるおそれがある。	<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none">・県内のどの地域においても、地震・津波災害からの避難、救助、消火、復旧等の対策が的確かつ速やかに進められるよう、道路、海岸、港湾、漁港、河川にかかる公共施設の耐震化や多重化等の対策が進んでいる。
--	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県	県民	(1) 道路の防災・減災対策 (2) 海岸の防災・減災対策 (3) 港湾の防災・減災対策 (4) 漁港の防災・減災対策 (5) 河川の防災・減災対策
市町	住民	(1) 道路の防災・減災対策 (2) 漁港の防災・減災対策 (3) 河川、海岸の防災・減災対策
その他の防災関係機関	住民	(1) 道路の防災・減災対策 (2) 海岸の防災・減災対策 (3) 港湾の防災・減災対策 (4) 河川の防災・減災対策

第3項 対策

■県が実施する対策

1 道路の防災・減災対策(農林水産部、県土整備部)

(1) 道路網の整備促進

大規模災害時における輸送ルートの確保等のため、ミッシングリンクの解消などを図る道路網の整備は重要かつ緊急の課題となっていることから、東海環状自動車道、熊野道路などの高規格幹線道路や北勢バイパス、中勢バイパスなどの直轄国道の整備を促進するとともに、その整備効果を最大限に生かす道路ネットワークの形成を図る。

(2) 既存施設の計画的な維持管理及び防災・減災対策

大災害により発生が予想される道路の損壊として、高盛土箇所の崩壊、沖積層地帯・埋め立て地内等軟弱地盤にある道路の亀裂沈下、ガス管・水道管等地下埋設物の破損に伴う道路の損壊及び法面からの土砂・岩石の崩落、高架橋や歩道橋等の橋梁の落橋、トンネルの損壊等が想定される。

のことから、県が管理している道路において、「平成8年道路防災総点検」で「要対策(ランクI)」・「防災カルテによる監視(ランクII)」と判定された箇所、それ以外であっても落石

等変状が発生した危険箇所について、路線の重要度や変状の状況等により優先度を考慮し、計画的な維持管理対策を実施する。

また、緊急輸送道路上にある橋梁、跨道橋、跨線橋及び孤立解消や津波避難に資する橋梁等地域防災上重要な橋梁について、優先的に耐震対策を実施する。

(3) 緊急輸送体制の確保

「第4章 第1節 輸送体制の整備 第3項 <県が実施する対策> 1 緊急輸送体制の確保」に基づき、緊急輸送体制の確保を図る。

2 海岸の防災・減災対策（農林水産部、県土整備部）

(1) 施設の地震・津波対策

海岸保全施設については、大規模地震発生時の被害軽減を図るため、堤防基礎地盤の液状化対策等の耐震対策及び堤防を粘り強い構造とする津波対策を進める。（推進計画）

(2) 水門等の点検整備

水門等の機能に支障の生じないよう、毎年定期的に点検整備を行う。（推進計画）

3 港湾の防災・減災対策（県土整備部）

(1) 防災拠点施設の整備

大規模地震発生時に緊急物資や避難者等を輸送するための耐震強化岸壁や港湾緑地等、防災拠点となる施設の整備を推進する。

このうち、四日市港、津松阪港（大口地区）、鳥羽港、浜島港、吉津港、長島港、尾鷲港、鵜殿港において、耐震強化岸壁を整備していることから、これらを活用した災害時の海上輸送体制の構築を図る。（推進計画）

(2) 水門等の点検整備

水門等の機能に支障の生じないよう、毎年定期的に点検整備を行う。（推進計画）

4 漁港の防災・減災対策（農林水産部）

(1) 防災拠点漁港等の整備

大規模地震発生時に陸上路のアクセスが脆弱な地域への緊急物資の海上輸送の拠点となる錦漁港において橋脚の耐震化、多重防護による防災・減災対策を推進する。

また、大規模地震発生時に緊急物資や避難者等を輸送するための防災拠点となる波切漁港や、陸上路のアクセスが脆弱な地域や離島への緊急物資の海上輸送路の拠点となる三木浦漁港及び舟越漁港において、耐震強化岸壁が整備されたので、これらを活用した海上輸送体制の構築を図る。

なお、流通拠点漁港である白塚漁港、安乗漁港及び奈屋浦漁港においても、大規模地震発生時に広範囲で経済活動に著しい影響を及ぼすため、耐震岸壁の整備を推進し、水産業の早期復興を図るとともに、緊急物資の海上輸送体制の構築を図る。（推進計画）

(2) 水門等の点検整備

毎年定期的に、水門及び門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行う。（推進計画）

5 河川の防災・減災対策（県土整備部）

(1) 河川管理施設の地震・津波対策

地震・津波に対して壊れにくい構造とするため、河川管理施設（堤防・大型水門・排水機場・ダム等）について、施設の機能を確保するため耐震対策を進める。（推進計画）

(2) 水門等の点検整備

水門、排水機場、ダム等の機能に支障を生じないよう、毎年定期的に点検整備を行う。(推進計画)

■市町が実施する対策

1 道路の防災・減災対策

「<県が実施する対策> 1 道路の防災・減災対策」に準ずる。

2 漁港の防災・減災対策

「<県が実施する対策> 4 漁港の防災・減災対策」に準ずる。

3 河川、海岸の防災・減災対策

「<県が実施する対策> 2 海岸の防災・減災対策、5 河川の防災・減災対策」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 各公共施設等の防災・減災対策

(2) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

1 道路の防災・減災対策（道路管理者）

「<県が実施する対策> 1 道路の防災・減災対策」に準ずる。

2 海岸の防災・減災対策（海岸管理者）

「<県が実施する対策> 2 海岸の防災・減災対策」に準ずる。

3 港湾の防災・減災対策（港湾管理者）

「<県が実施する対策> 3 港湾の防災・減災対策」に準ずる。

4 河川の防災・減災対策（河川管理者）

「<県が実施する対策> 5 河川の防災・減災対策」に準ずる。

国土交通省においては、河川整備計画による。

【主担当課】

- ・施設災害対策課、道路管理課、道路建設課、港湾・海岸課、防災砂防課、河川課、都市政策課、営繕課、農業基盤整備課、水産基盤整備課

【監修部隊】

- ・社会基盤対策部隊（施設整備隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 活動態勢の整備」を参照。

第3節 危険物施設等の防災対策の推進(予防10)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・危険物施設等の地震対策について、“揺れ”対策については法令に基づく耐震化等の取組が進められているが、“津波”対策については法令が未整備で、事業者によって課題認識や取組にはばらつきがある。

【この計画がめざす状態】

- ・危険物施設等について耐震性が確保され、津波に対しても事業者において被害予測をふまえた流出等の被害を最小限にとどめるための具体的対策が講じられている。

第2項 対策項目

※石油コンビナートにかかる防災対策は、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき実施する。

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県	危険物施設を管理する事業者	(1) 移送取扱所(知事許可)の管理監督者に対する指導 (2) 取扱作業従事者に対する指導等
	高圧ガス施設・火薬類施設を管理する事業者	(1) 管理監督者に対する指導等 (2) 輸送業者等に対する指導等 (3) 取扱作業従事者に対する指導等 (4) 施設の耐震化の促進 (5) 防災訓練の実施等の促進
	毒劇物施設を管理する事業者	(1) 危害防止規定の策定 (2) 安全管理者を対象とした講習
市町(消防機関)	危険物施設を管理する事業者	(1) 管理監督者に対する指導等 (2) 輸送業者等に対する指導等 (3) 取扱作業従事者に対する指導等 (4) 施設の耐震化の促進 (5) 防災訓練の実施等の促進

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設を管理する事業者	(1) 施設の耐震化 (2) 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施 (3) 緩衝地帯の整備 (4) 施設の安全対策に関する地域等への情報発信

第3項 対策

■県が実施する対策

1 危険物施設(防災対策部)

災害時に危険物施設が被災して二次災害が発生する等の不測の事態に備え、施設の管理監督者及び危険物取扱作業従事者に対し、次のとおり指導する。

(1) 移送取扱所(知事許可)の管理監督者に対する指導等

消防法等関係法令に基づき、知事が許可した移送取扱所について立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対する指導を行う。

(2) 取扱作業従事者に対する指導等

危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害拡大について指導する。

2 高圧ガス施設、火薬類施設（防災対策部）

災害時に高圧ガス施設、火薬類施設が被災して二次災害が発生する等の不測の事態に備え、施設の管理監督者及び高圧ガス、火薬類等の取扱作業従事者に対し、次のとおり指導する。

(1) 管理監督者に対する指導等

高圧ガス保安法、火薬類取締法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対する指導を行う。

(2) 輸送業者等に対する指導等

高圧ガス等の移動について、路上点検等を実施し、輸送業者等の指導を行う。

(3) 取扱作業従事者に対する指導等

高圧ガス、火薬類等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害拡大について指導する。

(4) 施設の耐震化の促進

高圧ガス施設等の耐震化を促進する。

(5) 防災訓練の実施等の促進

施設の特殊性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

3 毒劇物施設（医療保健部）

災害時に毒物劇物等が流出又は飛散する等不測の事態に備え、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、次のとおり指導等を行う。

(1) 危害防止規定の策定

毒物劇物使用・保有施設の危害防止規程（事故処理マニュアル）を策定し、これに基づく指導を行う。

(2) 安全管理者を対象とした講習

毒物劇物使用・保有施設の安全管理者を対象とした講習会を実施する。

■市町が実施する対策

<消防機関が実施する対策>

1 危険物施設

(1) 管理監督者に対する指導等

消防法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対し、次のとおり指導する。

(2) 輸送業者等に対する指導等

危険物等の移動について、路上取締等を実施し、輸送業者等の指導を行う。

(3) 取扱作業従事者に対する指導等

危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害防止について指導する。

(4) 施設の耐震化の促進

施設の耐震化を促進する。

(5) 防災訓練の実施等の促進

施設の特殊性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 危険物施設等の現況把握

(2) 施設の安全指導

(3) 施設の耐震化の促進

(4) 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等

(5) その他必要な事項

■危険物施設等を管理する事業者が実施する対策

1 施設の耐震化の強化

消防法、高圧ガス保安法等関係法令に基づく構造、設備基準の遵守はもとより、設置地盤の状況をよく調査し、施設の耐震化の促進に努める。

2 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施

危険物施設等の専門的知識を有する事業所員で構成する自衛消防組織を充実させるとともに保安管理の向上を図るため、従事者を対象に講習会、研修会など保安教育を実施する。

また、万一災害が発生した場合の初期消火を図るための備蓄をして、必要な資機材を整備するとともに防災訓練を実施し、防災体制の確立を図るほか、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等の管理者は、地震発生時に円滑な対応を図るための計画を作成する。

3 緩衝地帯の整備

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等からの延焼を防止するため、緩衝地帯の整備を促進する。

4 施設の安全対策に関する地域等への情報発信

施設の特殊性や安全対策への取組を積極的に地域等に情報発信するよう努める。

【担当課】

- ・消防・保安課、薬務課

【監修部隊】

- ・総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 活動態勢の整備」を参照。

第4節 地盤災害防止対策の推進(予防11)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・地震の揺れに伴って発生が予測される各種地盤災害について、砂防事業や地すべり対策事業等の土砂災害対策や宅地災害等防災対策等の進捗が十分でなく、さらなる推進が求められている。

【この計画がめざす状態】

- ・地盤災害の対策に資する事業が着実に進められ、発生した場合に特に大きな人的被害をもたらす可能性が高い地盤災害への対策が適切に講じられている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県		<ul style="list-style-type: none">(1) 土砂災害の防止(2) 宅地災害の防止(3) 液状化対策(4) 要配慮者関連施設の土砂災害対策(5) ため池改修事業 <hr/> <ul style="list-style-type: none">(1) 緊急調査及び土砂災害緊急情報の通知
市町		<ul style="list-style-type: none">(1) 土砂災害対策(2) ため池改修事業(3) 液状化対策
その他の防災関係機関		<ul style="list-style-type: none">(1) 崩壊危険地域の災害防止

第3項 対策

■県が実施する対策

1 土砂災害の防止

(1) 砂防事業(県土整備部)

土石流による災害を防止するため、砂防堰堤や渓流保全工等の砂防設備を効果的・効率的に整備する。(推進計画)

(2) 地すべり対策事業(農林水産部、県土整備部)

地すべりは、危険箇所の判定が難しいため、地形及び地質調査、地表移動量調査並びに地下水調査等を慎重に行ったうえで適切な対策を実施する。(推進計画)

(3) 急傾斜地崩壊対策事業(県土整備部)

傾斜が30度かつ高さが5m以上の急傾斜地のうち、人家に被害を及ぼすおそれのある箇所について、被害規模や緊急性等を総合的に勘案のうえ、急傾斜地崩壊防止施設を順次整備する。(推進計画)

(4) 総合的な土砂災害対策(県土整備部)

土石流、地すべり及びがけ崩れといった土砂災害から人命を守るため、従来から実施してきた施設整備などのハード対策だけでなく、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定などソフト対策をあわせて推進する。

(5) 治山事業（農林水産部）

山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区及び崩壊土砂流出危険地区といった山地災害危険地区について土砂流出防止、土砂崩壊防止及び水源かん養等森林のもつ国土保全機能の高度発揮を図り、山地に起因する災害の未然防止のため、計画的に事業を実施する。（推進計画）

2 宅地災害の防止（県土整備部）

(1) 計画・方針

がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の宅地災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、三重県宅地開発事業の基準に関する条例等により安全かつ良好な宅地の確保を図る。

(2) 現況

宅地造成工事については、都市計画区域及びその他の区域に区分して、それぞれ一定規模以上の面積について、災害防止に重点をおいた技術基準に基づき、審査のうえ許可及び完了検査を実施する。

また、宅地災害が発生するおそれがある場合には、改善指導等を行う。

(3) 事業計画

ア 宅地防災月間の選定

梅雨期及び台風期に備え、地域住民をはじめ市町及び宅地開発事業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため、5月を宅地防災月間と定め、期間中は開発施工区域内を中心に巡回を計画的に行い、現地で適切な指導を行う。また、広報活動を実施して県民へのPRに努める。

イ がけ地近接等危険住宅移転事業

土砂災害特別警戒区域、災害危険区域又は建築基準法第40条の適用区域に存する危険な既存不適格住宅の移転により、安全な住環境の整備に努める。

ウ 大規模盛土造成地マップの作成・公表

地震時等に滑動崩落の可能性がある大規模盛土造成地について調査を行うとともに、抽出された盛土造成地について「大規模盛土造成地マップ」の作成・公表を行う。

3 液状化対策（県土整備部、防災対策部）

(1) 地盤データ等に基づく液状化危険度の把握

地震時に発生する地盤の液状化については、地震災害対策の重要な事項であることから、地盤の液状化危険度調査を実施し、詳細な地盤データ等に基づく液状化危険度を把握して関係機関との共有を図る。

(2) 被害防止対策の実施

公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたり地盤改良等による被害防止対策等を適切に実施するほか、大規模開発にあたっては関係機関と十分な連絡・調整を図る。

(3) 小規模建築物に対する啓発

個人住宅等の小規模建築物について、建築確認申請窓口等における住民等への啓発や、液状化対策に有効な基礎構造等についての周知等に努める。

4 防災上の配慮を要する者が利用する施設の土砂災害対策（医療保健部、子ども・福祉部、県土整備部）

土砂災害の犠牲者となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者が利用する病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む土砂災害警戒区域等について、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策工事を重点的に実施する。

5 緊急調査及び土砂災害緊急情報の通知（農林水産部、県土整備部）

地すべりが発生した際には、必要に応じ、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施したうえで、土砂災害緊急情報を市町へ通知するなど、適切かつ迅速な調査、情報発信等ができるよう体制整備する。

また、河道閉塞等に伴う土石流については、実施主体である国の緊急調査及び土砂災害緊急情報の通知に対して、必要な協力ができるよう、連絡調整を行う。

6 ため池改修事業

県内のため池は、農業用水の貴重な水源として重要な役割を果たしているが、多くは江戸時代以前に築造されたもので、堤体及び洪水吐き等の老朽化が著しく、地震や集中豪雨による決壊の危険性があるため、耐震及び老朽化対策の改修工事を実施する。

■市町が実施する対策

1 土砂災害対策

警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について明確に定める。

- ① 避難所の設置
- ② 避難指示等の発令時期決定方法
- ③ 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法
- ④ 避難誘導責任者
- ⑤ 避難所の位置及び避難指示等の住民への周知
- ⑥ 土砂災害警戒区域等の把握
- ⑦ 土砂災害警戒区域等のパトロール
- ⑧ その他必要事項

特に、土砂災害警戒区域に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

2 ため池改修事業

県内のため池は、農業用水の貴重な水源として重要な役割を果たしているが、多くは江戸時代以前に築造されたもので、堤体及び洪水吐き等の老朽化が著しく、地震や集中豪雨による決壊の危険性があるため、耐震及び老朽化対策の改修工事を実施する。

3 液状化対策

「<県が実施する対策>3. 液状化対策 (2) 及び(3)」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 土砂災害警戒区域等の把握
- (2) 土砂災害防止対策

- (3) 宅地災害の防止対策
- (4) 液状化対策
- (5) 上記危険地域における情報、予警報の発令・伝達体制
- (6) 上記危険地域における警戒、避難、誘導体制
- (7) その他必要な事項

■ その他の防災関係機関が実施する対策

1 崩壊危険地域の災害防止

- (1) 国道防災事業（中部地方整備局、近畿地方整備局）

一般国道指定区間内の崩壊、落石等の危険のある箇所に防災事業を実施する。

【主担当課】

- ・農業基盤整備課、治山林道課、防災砂防課、建築開発課、住宅政策課

【監修部隊】

- ・社会基盤整備部隊（施設整備隊）

※ 【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 活動態勢の整備」を参照。

第4章 緊急輸送の確保

第1節 輸送体制の整備(予防12)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <p>・大規模災害時の陸上及び海上輸送にかかる現在の緊急輸送体制について、津波災害や広域支援を想定した検証が十分でない。</p>	<p>【この計画がめざす状態】</p> <p>・南海トラフ地震の被害想定や広域的な応援・受援計画、救援物資等の供給計画等に基づき、陸上及び海上、航空輸送にかかる緊急輸送体制の見直し及び整備が着実に進められている。</p>
---	--

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県		(1) 緊急輸送体制の確保 (2) 陸上輸送対策 (3) 航空輸送対策 (4) 海上輸送対策
	運送事業者等	(1) 運送事業者等との連携体制の構築
市町		(1) 緊急輸送体制の確保 (2) 陸上輸送対策 (3) 航空輸送対策 (4) 海上輸送対策
	運送事業者等	(1) 運送事業者等との連携体制の構築
輸送・運搬等を担う防災関係機関等	県及び関係機関等	(1) 発災時の災害対策体制の整備

第3項 対策

■県が実施する対策

1 緊急輸送体制の確保(防災対策部、農林水産部、県土整備部、警察本部)

緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設(道路、港湾、漁港等)、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図り、緊急輸送体制を整備するとともに、関係機関等への周知を図る。

また、信号機、情報板等の道路交通関連施設の耐震性を確保するとともに、災害時の広域的な交通管理体制を整備する。(推進計画)

2 陸上輸送対策

(1) 緊急輸送道路の指定及び道路啓開計画の検討・共有(防災対策部、県土整備部)

陸海空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送体制を整備するため、緊急輸送道路ネットワ

一ヶ計画を策定し、緊急輸送道路を指定するとともに、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき作成した緊急輸送道路ネットワーク図を関係機関に周知する。(推進計画)

また、災害時の初動対応として、緊急通行車両等の通行ルート確保のため、道路啓開に関する計画（くしの歯作戦）を関係機関と検討するとともに共有する。

ア 緊急輸送道路

県は、隣接府県及び防災上の拠点となる施設を結ぶ路線等を緊急輸送道路に指定する。

① 第1次緊急輸送道路

県庁所在地、地方中心都市及び重要な港湾、空港等を連絡する道路

- a 広域的な交通を分担することのできる高規格幹線道路
- b 広域幹線道路である一般国道（指定区間）
- c 防災拠点のうち県本庁舎、県総合庁舎、地方中心都市庁舎、国際拠点港湾管理庁舎、国際拠点港湾及び自衛隊駐屯地に接続する道路
- d 第1次緊急輸送道路ネットワークを形成するため上記a, b, cを連絡、補完する道路

※a, b のうち緊急輸送道路としてネットワーク化していない部分は除く

② 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、広域防災拠点等）を連絡する道路

- a 第1次緊急輸送道路と防災拠点である市町庁舎、市町分庁舎、道路管理庁舎、重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等、海上保安庁庁舎、警察庁舎、消防本部庁舎、広域防災拠点及びヘリポート、災害医療拠点とを連絡する道路

③ 第3次緊急輸送道路

その他の道路

- a 第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路
- b 第1次緊急輸送道路または第2次緊急輸送道路と防災拠点であるJR貨物駅・特急停車駅、近鉄特急停車駅、救助活動拠点、地域内輸送拠点（市町物資拠点）、製油所、進出拠点とを連絡する道路

イ 防災上の拠点となる施設

① 第1次

- a 県庁及び地方生活圏の救援物資等の備蓄・集散上の拠点（県の拠点総合庁舎）
- b 県内の港湾のうち救援物資等の備蓄・集散上の最重要となる港湾とその管理の拠点（四日市港、国土交通省四日市港湾事務所、四日市港管理組合）
- c 地方中心都市（地域防災総合事務所等所在地）の市庁舎
- d 広域救護活動等の拠点（陸上自衛隊駐屯地）

② 第2次

- a 市町内の救援物資等の備蓄・集散上の拠点（市町庁舎・市町分庁舎）
- b 道路管理の拠点（国土交通省、中日本高速道路株式会社の各事務所）
- c 救援物資等の備蓄・集散上の拠点（重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等、広域防災拠点及びヘリポート）
- d 救援活動等の拠点（海上保安庁、警察、消防本部各庁舎）
- e 医療活動の拠点（災害拠点病院及び災害医療支援病院等）

③ 第3次

- a 鉄道輸送の拠点（JR、近鉄の主要駅）

- b 救助機関の活動拠点
- c 市町の地域内輸送拠点
- d 燃料供給拠点
- e 広域応援部隊の進出拠点

ウ クシの歯ルート

第1次、第2次緊急輸送道路等より選定し「道路啓開オペレーション計画（中部版くしの歯作戦）」に基づき、津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための道路啓開を最優先に行う道路

(2) 緊急輸送道路等機能の確保(県土整備部、警察本部)

道路管理者等は、国、市町、建設企業と連携した迅速な道路啓開の態勢整備を推進する。

また、緊急輸送道路沿いの建築物で、大規模地震時に倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物について、耐震化等の促進を図る。

発災後交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知を図る。

(3) 輸送機能の確保(防災対策部、警察本部)

ア 緊急通行車両（規制除外車両を含む）の事前届出

発災時に緊急通行車両としての指定が見込まれる車両について、「緊急通行車両等標章交付のための事前届出制度」に基づく手続きを促進する。

イ 輸送車両の燃料供給等

災害時に緊急通行車両等への優先的な燃料供給等を行うための環境整備を推進する。

3 航空輸送対策(防災対策部)

(1) 飛行場外離着陸場の確保

道路等の寸断に備え、飛行場外離着陸場適地を関係機関と協議のうえ指定するとともに、これらの場所が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等に対し周知徹底を図る。

また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材について備蓄するよう努める。

4 海上輸送対策(農林水産部、県土整備部)

(1) 漁港・港湾施設の復旧体制の確保

漁港・港湾管理者は、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保、人命救助活動等にかかる支援体制の整備を図る。

5 運送事業者等との連携体制の構築(防災対策部)

あらかじめ（一社）三重県トラック協会を始めとする運送事業者等との緊急輸送にかかる協定を締結しておく等、運送事業者等との連携体制の構築による緊急輸送体制の整備を推進する。

■市町が実施する対策

1 市町における対策

(1) 緊急輸送体制の確保

緊急輸送活動のために確保すべき道路・漁港等、防災上の拠点及び輸送拠点について、それらが発災時にも機能するよう整備を図り、緊急輸送体制の確保を図るとともに、関係機関等に対する周知を図る。

(2) 陸上輸送対策

ア 緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路の指定について、防災拠点や避難所の整備・指定状況、物資等集積拠点の整備・指定状況、県の緊急輸送道路の指定状況等に鑑み、適切な見直しを図る。

イ 緊急輸送道路機能の確保

「<県が実施する対策> 2 陸上輸送対策 (2) 緊急輸送道路機能の確保」に準じた対策等を行う。

(3) 航空輸送対策

ア 飛行場外離着陸場の確保

飛行場外離着陸場適地が災害時に有効に利用できるよう、関係機関や地元住民等への周知を図っておくほか、必要に応じ通信機器等必要な機材を備蓄するよう努める。

(4) 海上輸送対策

ア 漁港施設の復旧体制の確保

漁港の管理者は、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保等支援体制の整備を図る。

2 運送事業者等を対象とした対策

(1) 運送事業者等との連携体制の構築

「<県が実施する対策> 5 運送事業者等との連携体制の構築」に準じた対策等に努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 緊急輸送体制の確保

(2) 陸上輸送対策

(3) 航空輸送対策

(4) 海上輸送対策

(5) 運送事業者等との連携体制の構築

(6) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策————

<（一社）三重県トラック協会の対策>

1 発災時の災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

① 協会員相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。

② 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(2) 「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づく体制の確立

① 「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」における県と協会との連絡体制の整備を図る。

② 「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき、災害時に県から物資等

の緊急輸送の要請があった場合の輸送体制等の整備を図る。

- ③ 県が実施する防災訓練等への参加を通じ、協定に基づく連絡体制や輸送体制の検証に努める。

<その他の協定締結事業者及び事業者団体の対策>

1 発災時の災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

- ① 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(2) 協定に基づく体制の確立

- ① 協定における県と事業者及び事業者団体との連絡体制の整備を図る。
② 協定に基づき、災害時に県から物資等の緊急輸送の要請があった場合の輸送体制や方法について整備を図る。
③ 県が実施する防災訓練等への参加を通じ、協定に基づく連絡体制や輸送体制の検証に努める。

【担当課】

- ・災害対策推進課、水産基盤整備課、道路企画課、道路建設課、道路管理課、港湾・海岸課、建築開発課、施設災害対策課、警備第二課

【監修部隊】

- ・総括部隊（総括隊）
- ・社会基盤対策部隊（施設整備隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 活動態勢の整備」を参照。

第5章 防災体制の整備・強化

第1節 災害対策機能の整備及び確保(予防13)

第1項 防災・減災重点目標

<p>【現在の状態】</p> <ul style="list-style-type: none">・地震の規模や発生の時間帯によっては、必要な数の職員が確保できずに災害対策本部及び地方部の立ち上げが遅れる可能性がある。また、大規模地震発生時の公的施設等の使用目的が定められておらず、発災時及び発災後の混乱が予測される。	<p>【この計画がめざす状態】</p> <ul style="list-style-type: none">・どの時間帯に地震が発生しても、必要な職員を早期に確保して災害対策本部及び地方部を速やかに立ち上げ、迅速で適切な応急対策活動を展開できる体制が整備されている。また、発災時の公的施設等の使途が明確に定められており、各部隊、市町が的確に災害対応にあたることができる体制が整っている。
---	---

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県		<p>【県災対本部に関する対策】</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 県災対本部機能等の整備・充実(2) 職員参集体制の整備・充実(3) 災害対策要員の確保対策
		<p>【地方部に関する対策】</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 地方部機能等の整備・充実(2) 職員参集体制の整備・充実
		<p>【警察本部に関する対策】</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 災害警備機能の整備・充実
		<p>【職員に関する対策】</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 職員への防災教育・防災訓練の実施(2) 職員の防災対策の推進
	防災関係機関	<ul style="list-style-type: none">(1) 救助対策にかかる協力体制の構築
	消防関係機関	<ul style="list-style-type: none">(1) 消防防災力の充実強化
市町		<ul style="list-style-type: none">(1) 災害対策本部機能等の整備・充実(2) 職員参集体制の整備・充実(3) 職員への防災教育の実施(4) 職員の防災対策の推進
	消防関係機関	<ul style="list-style-type: none">(1) 消防力の強化(2) 救助・救急機能の強化

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県災対本部に関する対策

(1) 県災対本部機能等の整備・充実

ア 県災対本部機能の強化（防災対策部）

県災対本部への災害特性に応じた防災関係機関等の参画を促進し、災害対応力の強化を図るとともに、災害対応工程管理システム（B O S S）を用いた研修による活動内容の周知や訓練による検証を通じて、継続的な見直しを行うことにより、体制の定着を図る。

イ 県災対本部職員用物資の備蓄（防災対策部）

大規模な震災時には、県災対本部職員の食料や飲料水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、県災対本部の活動を維持するため、県災対本部職員用物資の備蓄を図る。（推進計画）

ウ 災害対策活動用物資・資機材の備蓄（各部）

応急対策や復旧対策の災害対策活動に必要な物資・資機材の備蓄を推進するとともに、市町の保有状況の把握に努める。（推進計画）

エ 本庁舎施設及び設備の整備（防災対策部、総務部）

大規模地震時には、停電・断水が想定されることから、災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、自家発電施設の燃料の確保対策など必要な検討を進める。（推進計画）

オ 広域防災拠点の機能強化（防災対策部）

各地域における応急対策活動を展開する拠点施設として、県内の5地域6箇所に整備した広域防災拠点について、拠点間及び市町が整備する地域防災拠点施設や民間施設等とのネットワーク化を図るとともに、県内外からの広域応援・受援活動に対応するため、さらなる機能強化を検討する。

カ 災害時の報道対応の充実（政策企画部・防災対策部）

応急対策時の災害対応を適切に進めながら、県民への情報の伝達を迅速・的確に行うため、県災対本部に隣接した場所に報道用スペースを確保するなど、円滑に報道対応を進めるための仕組みを検討する。

キ 常設の活動スペースの確保（防災対策部）

発災後に迅速で適切な応急対策活動を展開できるよう常設の活動スペースの確保に向けた検討を行う。

ク 災害対策業務へのI C T活用の検討（防災対策部）

災害現場で活用可能なI C Tについて、県と市町とで意見交換等を行う場を設け、災害対策業務へのI C T活用について検討を行う。

(2) 職員参集体制の整備・充実（防災対策部）

ア 職員参集体制の整備

災害発生時の迅速な初動体制を確保するため、勤務時間外における宿日直体制の実施とともに、職員への一斉メールシステムの整備など、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

また、本庁舎周辺に居住する職員を緊急初動対策要員として継続的に指定し、初動体制の確立・定着を図る。

イ 緊急派遣チームの整備

市町から被害状況や支援要請などの情報収集や総括的支援を行うため、緊急派遣チーム要員を指定するとともに、発災時に速やかに地方部に参集し市町へ派遣する体制を整備する。

<津波対策について>

ウ 津波警報発表時等の初動対策要員参集体制の検討について

勤務時間外に地震が発生し、短時間での津波の到達と津波警報等の長時間にわたる発表が見込まれる際の初動対策要員の確保対策を検討する。

(3) 災害対策要員の確保対策（防災対策部）

ア 県職員OBの活用検討

退職した県職員OBの災害対策要員としての具体的な活用の方法を検討する。

(4) 業務継続体制の確保対策（防災対策部）

ア 三重県業務継続計画の策定

災害発生時に、災害対応業務のみならず、優先度の高い通常業務についても業務継続体制の確保を図るため、「三重県業務継続計画」を策定し、災害時であっても業務の継続が必要な非常時優先業務や、それに必要な人員、機材や業務システム及びそれが使用できない場合の代替手段等をあらかじめ定める。

また、組織や業務の改正等を適切に反映するために計画を定期的に見直すとともに、計画に基づく訓練や検証等を実施し、必要に応じて内容の改善を図るなど、実効性のある業務継続体制の確保に努める。

2 地方部に関する対策

(1) 地方部機能等の整備・充実（防災対策部）

ア 地方部機能の強化

災害対応力の向上を図るため訓練・検証を実施するとともに、防災関係機関との連携強化等を推進する。

イ 地方部用物資の備蓄

災害時の地方部の活動を維持するため、地方部用物資の備蓄を図る。（推進計画）

ウ 地方部庁舎施設及び設備の整備

災害を想定した庁舎管理に努めるとともに、防災情報基盤の整備を図る。

(2) 職員参集体制の整備・充実（防災対策部）

ア 職員参集体制の整備

本部の対策に準じ、災害発生時の迅速な初動体制を確保するため、職員への連絡体制の整備など、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

また、県庁舎周辺に居住する職員を緊急初動対策要員として継続的に指定し、初動体制の確立・定着を図る。

＜津波対策について＞

イ 津波警報発表時等の初動対策要員参集体制の検討について

勤務時間外に地震が発生し、短時間での津波の到達と津波警報等の長時間にわたる発表が見込まれる際の初動対策要員の確保対策を検討する。

3 警察本部に関する対策（警察本部）

(1) 災害警備機能の整備・充実

① 警察施設の整備・充実

警察施設は、各種災害警備活動の拠点となることから、津波浸水予測範囲に所在する警察施設の建て替えに際しては、治安情勢や地理的条件、他機関の動向等を総合的に勘案し、可能な限り、津波浸水予測範囲外への移転整備を進めることで機能維持を図る。

② 警備体制の整備

a 職員の招集・参集体制の整備

b 警察災害派遣隊の整備

- c 災害装備資機材の整備充実
 - d 教養訓練の実施
 - e 災害警備用物資の備蓄等
 - f 業務継続性の確保
- ③ 情報収集・連絡体制の整備
 - ④ 情報通信の確保
 - ⑤ 交通の確保に関する体制及び施設の整備

4 職員に関する対策

(1) 県職員への防災教育・防災訓練の実施（防災対策部）

県職員一人ひとりが自分事として日常的に防災・減災に取り組み、発災後は人命の確保はもとより、被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を県民とともに成し遂げるよう、三重県職員防災人材育成指針に基づき、県職員の防災人材育成を図る。

ア. 防災人材育成において向上させるべき能力

- 災害（被災）イメージ力
- 災害対応の全体像把握力
- 心構え
- 災害対応のマネジメント能力
- 個別業務の処理能力

イ. 防災人材育成の際に盛込む事項

- ① 過去の災害記録（災害エスノグラフィーなど）
- ② 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ③ 地震・津波に関する一般的な知識
- ④ 南海トラフ地震臨時情報に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- ⑤ 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ⑥ 緊急地震速報や緊急地震速報の利用の心得の内容について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれる知識
- ⑦ 職員等が果たすべき役割
- ⑧ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑨ 職員が各家庭において実施すべき地震・津波対策
- ⑩ 図上訓練等を通じた各所属ごとに作成した災害時事務マニュアルの内容検証
- ⑪ 「三重県広域受援計画」「三重県復興指針」などの三重県が定めた各種計画や指針

ウ. 災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時のマニュアルを作成し、その内容について県職員に周知徹底を図る。（推進計画）

(2) 職員の防災対策の推進（防災対策部、総務部）

職員は、「第1章 第1節 県民や地域の防災対策の促進」において県民に求める自助の取組を率先して実行するものとし、特に家屋の耐震化や家具固定など、地震発生時に直接生命に関わる対策は確実に実施し、職員自身及び家族に被救助者を生じさせることなく、速やかに県の災害対策要員に加われるよう、平常時の備えを徹底する。

5 防災関係機関を対象とした対策（防災対策部）

(1) 救助対策にかかる協力体制の構築

災害時の効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図る。

また、大規模災害時の初動期における人命救助を迅速に進めるため、ライフライン関係機関、

建設関係団体等との連携を図り、人員、資機材等の提供などの協力を得られる体制を構築する。
(推進計画)

6 消防関係機関等を対象とした対策

(1) 消防防災力の充実強化

県消防学校において、消防職員、消防団員、消防防災関係者等を対象に教育訓練を実施し、各種事故や災害時に消防防災関係者等が相互に連携しつつ、迅速かつ的確に消防防災活動が行えるようその資質の向上を図り、県内消防防災力の充実強化を図る。(推進計画)

ア 消防職団員・その他消防防災関係者等を対象とした教育訓練の実施

- ① 消防職員教育として、初任教育、専科教育、幹部教育、特別教育を実施する。
- ② 消防団員教育として、団員及び幹部教育の他、指導員及び機関員教育を実施する。
- ③ 企業の自衛消防隊員等を対象に消防防災教育を実施する。

イ 消防業務の高度化への対応

災害の多様化等に伴う消防業務の高度化に対応するため、より専門的・実戦的な教育訓練(カリキュラム)を実施する。

■市町が実施する対策

<市町(災害対策本部)を対象とした対策>

1 災害対策本部機能等の整備・充実

(1) 災害対策本部施設及び設備の整備

発災時、迅速に災害対策本部を設置できるよう、施設・設備の耐震化、自家発電設備等の整備による非常電源、衛星携帯電話の確保などの整備に努める。

(2) 物資・機材の備蓄

発災時には、応急対策や復旧対策を実施する際に必要な物資・資機材等が必要なほか、市町災対本部職員用の食料や飲料水等の物資の入手が困難となることが想定されることから、計画的に必要量の備蓄に努める。

(3) 現地災害対策本部機能の整備検討

市町本庁舎以外の機関など、実際の災害発生現場に近い庁舎を現地災害対策本部として活用し、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制を検討する。

<津波対策について>

(4) 第2指令機能整備にかかる検討

津波での浸水により庁舎の災害対策機能の喪失が想定される市町災対本部施設においては、災害対策機能を代替できる施設等の整備を検討する。

2 職員参集体制の整備・充実

<津波対策について>

(1) 津波警報発表時等の初動対策要員参集体制の検討について

勤務時間外に地震が発生し、短時間での津波の到達と津波警報の長時間にわたる発表が見込まれる際の初動対策要員の確保対策を検討する。

3 職員への防災教育・防災訓練の実施

「<県が実施する対策> 4職員に対する対策 (1)職員への防災教育・防災訓練の実施」に準じ、市町職員への地震防災教育・防災訓練の実施に努める。

4 職員の防災対策の推進

「<県が実施する対策> 4職員に対する対策 (2)職員の防災対策の推進」に準じ、市町職員へ

の防災対策の働きかけに努める。

<消防機関を対象とした対策>

1 消防力の強化

地震による被害の防止又は軽減を図るとともに、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を充実するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

(1) 消防職員・消防団員の充実・資質向上等

消防職員の充実及び資質の向上を図るとともに、地域における消防防災の中核である消防団について、機能別団員や青年・女性層の参加促進など活性化を図るほか、育成教育、装備の充実を推進し、減少傾向にある消防団員の確保に努める。

(2) 消防用施設等の整備の推進等

消防自動車等の消防設備の整備を推進するとともに、地震防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防用施設の整備を推進する。

(3) 消防水利の確保対策

地震災害時において、消防の用に供することを目的とする耐震性貯水槽等の貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

2 救助・救急機能の強化

災害時の職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を促進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 災害対策本部機能等の整備
- (2) 職員参集体制の整備
- (3) 職員への防災教育・防災対策の推進
- (4) 消防力の強化
- (5) 救助・救急機能の強化
- (6) その他必要な事項

【担当課】

- ・消防・保安課、災害対策推進課、災害即応・連携課、広聴広報課、総務課、警備第二課
- 【監修部隊】
- ・総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 活動態勢の整備」を参照。

第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保(予防14)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・発災直後(特に夜間等)の県災対本部、地方部、市町の災害対策機能が十分に整備できていない段階において、必要な情報を収集、伝達するための体制整備が十分でない。

【この計画がめざす状態】

- ・どの時間帯に地震が発生しても、県災対本部等が必要な情報収集と伝達ができる体制が、県、市町、防災関係機関において整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県		(1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実 (2) 被害情報収集・伝達手段の整備 (3) 情報の分析・整理レベルの向上 (4) 非常用電源の確保対策 (5) 訓練の実施 (6) 施設・設備の維持管理
	市町	(1) 市町の通信手段等の整備促進
	通信事業者、放送事業者	(1) 通信設備の優先利用の手続き
市町		(1) 災害情報収集・伝達体制の整備 (2) 被害情報収集・伝達手段の整備
	通信事業者、放送事業者	(1) 通信設備の優先利用の手続き
通信事業者、放送事業者等		(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動 (3) 広域応援体制の整備

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県(災対本部)を対象とした対策

(1) 災害情報収集・伝達体制の整備・充実(防災対策部、政策企画部)

迅速的確な災害情報の収集・連絡のため、民間企業、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。

ア 地震・津波災害全般にかかる情報収集・伝達体制の整備

県災対本部各班等が所管する情報を明確化するとともに、それら情報の収集・連絡体制の整備を図る。特に避難行動要支援者や孤立地域の被害者、帰宅困難者等への確実な情報伝達体制の整備を図るとともに、防災情報システムを活用した災害関連情報の収集・共有の徹底を図る。

イ 緊急地震速報受信体制等の整備

地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を活用する体制及び施設、設備の整備に努める。

また、沖合いを含む、より多くの地点における津波即時観測データを充実させるため、国等関係機関との協力関係の構築を図る。

ウ 「D O N E T を活用した津波・予測伝達システム」の導入

「D O N E T を活用した津波予測・伝達システム」について、県南部地域と同様に、伊勢湾沿岸市町への導入を進める。

エ 「防災みえ.j p」ホームページ及びメール等配信サービス、S N S 等による災害情報等の提供・伝達

三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ.j p」ホームページ及びメール等配信サービス、S N S 等の普及による県民への迅速な災害に関する情報等の提供・伝達を図る。

また、提供する情報を充実させるとともに、確実に伝達できるよう、多様な伝達手段の整備に努める。

オ 通信手段途絶時等の体制整備

災害発生時、通信手段が途絶した場合等に備え、被災現場情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定し、配備体制を整えるとともに、通信障害発生時に、迅速に通信を復旧できる体制の整備を図る。特に被災地区や孤立地区等で障害が発生した場合でも、対応が可能な体制の整備に努める。

また、通信ボランティア等と連携し、アマチュア無線等を活用した情報収集体制の整備を図る。

通信障害発生時の県民への情報伝達体制として、放送事業者等の協力を得て、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報等必要な情報を伝達できる体制の整備を図るほか、災害伝言ダイヤル等安否情報確認システムの効果的な活用が図られるよう、普及啓発を図る。

カ 近県の原子力発電所にかかる通報連絡体制の確保

近県の原子力発電所の安全確保に関する以下の事態が発生した場合の、電力事業者との連絡体制を確保する。

- ① 地震、津波、火災などにより、原子炉施設に非常事態が発生したとき
- ② 放射性物質によって、発電所の周辺環境に異常が発生したとき
- ③ 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が作動したとき
- ④ その他上記各項に準ずる異常が発生しどき

キ 情報共有システムの整備

情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式の標準化を進め、共通システムの構築を図るとともに各機関のシステム利用を推進する。

(2) 被害情報収集・伝達システム等の整備（防災対策部、警察本部）

県防災通信ネットワークを始めとして、確実な情報収集・伝達手段を確保する。

また、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプター・レビシステム、交通監視カメラなど画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。（推進計画）

ア 県防災通信ネットワークの整備

県防災通信ネットワーク設備の維持管理を行うとともに、有効に活用できるよう必要に応じて設備及び機能の更新を行う。

イ 全国瞬時警報システムの維持・管理

県及び市町が整備している全国瞬時警報システム（Jアラート）について、定期的な点検及び作動テストを行い、その適正な維持に努めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進し、緊急情報伝達時の体制の強化に努める。

ウ ヘリコプターテレビシステムの活用

被災地の状況を迅速に把握するために有効なヘリコプターテレビシステムの活用を図る。

エ 移動通信の活用・整備推進

有線通信の途絶時に通信を確保するため、携帯電話、衛星による携帯通信等の移動通信の活用を推進する。

オ 防災情報プラットフォームの機能向上

県災対本部の情報収集機能等を強化するとともに、よりわかりやすく情報を提供するため、防災情報プラットフォームの機能の向上を図る。

また、防災情報システムによる情報収集及びJアラート等への情報提供が確実に行えるよう、操作研修等によるシステムの利用について習熟を図る。

カ 震度情報システムの活用

地震発生時に県内の震度情報を収集し、被害を推定するため、震度情報システムの活用を図る。

キ 緊急速報メール等情報提供手段の検討

避難に関する情報を全ての人に迅速かつ的確に提供する体制のあり方について検討する。

ク 被災者安否情報提供窓口の設置検討

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。

(3) 情報の分析・整理レベルの向上（防災対策部）

長期的な計画により、収集した情報を分析・整理できる人材の育成と、必要に応じて専門家の意見を活用できる体制を構築する。

また、情報の収集、整理、分析等を行い迅速かつ確実な対応ができるよう訓練等を行う。

さらに、防災対策に必要な防災関連情報の収集・蓄積を図る。

(4) 非常用電源の確保対策（防災対策部）

専用通信施設に、災害時の停電対策として非常用発電機やバッテリーを設置し、非常時の通信の運用確保を図る。

さらに、燃料、エンジンオイル等の備蓄、確保を行うとともに、発災時の不測の事態（点検道の遮断等）にも可能な限り対応できる体制整備を図る。

(5) 訓練の実施（防災対策部）

定期的又は隨時に通信訓練等を実施し、災害時に備える。

(6) 施設・設備の維持管理（防災対策部）

防災通信ネットワーク等施設・設備の維持管理にあたっては、保守点検の徹底、計画性を持った設備更新等、適切に実施する。

2 市町を対象とした対策

(1) 市町の通信手段等の整備促進（防災対策部）

災害時において初動体制を確立し、被害概要を早期に把握するとともに、正確な情報を広く県民に伝えるため、県内市町の防災行政無線の整備を促進する。

このため、中継基地局の電源設備や建屋・鉄塔といった設備面の共用や無線システム全体

の共用などを活用して、市町の整備を支援する。

また、県・市町の防災行政無線の総点検に基づく対策を行う。(推進計画)

3 防災関係機関(通信事業者、放送事業者)を対象とした対策(防災対策部)

(1) 通信設備の優先利用の手続き

通信設備の優先利用(基本法第57条)及び優先使用(同法第79条)について西日本電信電話株式会社三重支店、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておく。

■市町が実施する対策

1 市町(災害対策本部)を対象とした対策

(1) 災害情報収集・伝達体制の整備

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡のため、多様な災害関連情報等の収集・伝達体制の整備を図る。

ア 地震・津波災害全般にかかる情報収集・伝達体制の整備

災害関連情報の収集・共有と住民等への伝達体制の整備を図る。特に避難行動要支援者や孤立地域の被害者、帰宅困難者等への確実な情報伝達体制の整備を図るとともに、県の防災情報システムを活用した災害関連情報の共有の徹底を図る。

(2) 被害情報収集・伝達手段の整備

ア 防災行政無線の整備等

市町防災行政無線(戸別受信機を含む。)等の整備を図るとともに、有線通信や携帯電話も含め、避難行動要支援者や孤立集落にも配慮した多様な手段の整備・確保に努める。

なお、防災行政無線の整備、維持管理にあたっては、施設・設備の耐震・津波対策に留意し、保守点検の徹底、設備等の計画性を持った更新等適切な管理に努める。

イ 被災者安否情報提供窓口の設置検討

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。

2 防災関係機関(通信事業者、放送事業者)を対象とした対策

(1) 通信設備の優先利用の手続き

「<県が実施する対策> 防災関係機関(通信事業者、放送事業者)を対象とした対策 (1)通信設備の優先利用の手続き」に準じた手続きを行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 情報収集・伝達体制の整備

(2) 情報収集・伝達手段の整備

(3) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策(通信事業者、放送事業者)

<固定通信事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 通信施設の耐震対策及び耐火対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や耐火対策を講じる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、マルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバッ

クアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(4) 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について、検討する。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

＜移動通信事業者の対策＞

1 設備面の災害予防

(1) 通信施設の耐震対策及び耐火対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や耐火対策を講じる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(4) 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について、検討する。

2 発災時の災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

<放送事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 放送施設の耐震対策及び耐火対策

災害時においても放送機能を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や耐火対策を講じる。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急な放送機能の復旧を図るため、放送用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

2 発災時の災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

各放送事業者は、放送の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

【担当課】

- ・災害対策推進課、広聴広報課、警備第二課

【監修部隊】

- ・総括部隊（総括隊・総務広報隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 活動態勢の整備」を参照。

第3節 医療・救護体制及び機能の確保(予防15)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

・耐震化がなされていない災害拠点病院等がある。また、災害時の重要な情報共有の手段となる「広域災害・救急医療情報システム(EMIS)」に全病院が参加しているが、有床診療所の一部が未加入である。さらに、地域において災害時の医療・救護をコーディネートする機能が十分でない。

【この計画がめざす状態】

・災害拠点病院等において医療に必要な施設の耐震化がなされている。また、病院だけでなく、有床診療所もEMISに加入している。さらに、地域において、関係機関を含めた災害時の医療・救護を円滑に提供する体制が整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県	災害時に医療を担う機関	(1) 医療体制の整備 (2) 医薬品等の確保・供給体制の整備 (3) 医療機能の確保
市町	災害時に医療・救護を担う機関	(1) 医療・救護体制の整備 (2) 医療・救護機能の確保
	住民(患者)	(1) 災害時医療・救護体制等の周知

【共助】

実施主体	対策(活動)項目
災害時に医療・救護を担う機関	(1) 医療・救護体制の整備 (2) 医薬品等の確保・供給体制の整備 (3) 医療・救護機能の確保

【自助】

実施主体	対策(活動)項目
県民(患者)	(1) 災害時の医療に関する事前対策

第3項 対策

■県が実施する対策

1 災害時に医療を担う機関を対象とした対策

(1) 医療体制の整備

ア 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の体制充実(医療保健部)

県では、災害時における医療機関の被災状況を把握するため、医療機関の稼働状況を入力することで関係機関(国、都道府県、医療機関、消防等)と都道府県を越えて情報が共有できる広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の運用を行っており、病院だけでなく、有床及び透析施設を有する診療所を含めた医療機関のEMISへの加入促進に努める。

イ 関係機関との連携体制の構築(医療保健部、防災対策部)

- ① 県で設置した医療審議会災害医療対策部会、D M A T ・ S C U 連絡協議会等において、大規模災害に対応できる体制整備を行うとともに、災害医療ネットワークづくりを進める。
- ② 各地域で設置した、医療機関、医師会・歯科医師会等医療関係団体、消防本部、市町、警察、保健所等が連携した地域災害医療対策会議において、大規模災害に対応できる災害医療ネットワークづくりを進める。
- ③ 災害時精神医療体制の構築・強化を図るため三重D P A T 運営委員会を開催する。

ウ 災害医療コーディネート機能の確保（医療保健部）

県災対本部に招へいする本部災害医療コーディネーターや地方部に招へいする地域災害医療コーディネーターによるコーディネート機能が十分に発揮できる体制の整備に努める。

なお、災害医療コーディネーターは、被災地における医療救護班等の派遣及び配置、患者搬送及び収容先医療機関の確保、災害時における適切な医療提供体制の確保に関し必要な助言及び調整を行うとともに、平時においても関係機関との連携体制の維持や、研修及び訓練に積極的に参加し、資質の向上に努める。

エ 災害精神医療コーディネーター機能の確保（医療保健部）

災害時の精神科医療をコーディネートするD P A T 統括者を複数名配置する。なお、D P A T 統括者は、県災害対策本部において、本部災害医療コーディネーターと充分な連携を図る必要があるため、本部災害医療コーディネーターとして、研修及び訓練に積極的に参加し、資質の向上に努める。

オ 災害拠点病院及び災害医療支援病院の整備（医療保健部）

災害時に、災害拠点病院や災害医療支援病院等が連携して、円滑に災害時の医療を提供できる体制の整備を進める。

【災害拠点病院と災害医療支援病院の指定状況及び役割等】

医療圏	災害拠点病院		災害医療支援病院
	基幹災害拠点病院	地域災害拠点病院	
北勢	県立総合医療センター	厚生連三重北医療センター いなべ総合病院	青木記念病院
		桑名市総合医療センター	
		市立四日市病院	四日市羽津医療センター 厚生連三重北医療センター 菰野厚生病院
		厚生連鈴鹿中央総合病院	鈴鹿回生病院 亀山市立医療センター
		三重大学医学部附属病院	
		三重中央医療センター	
		伊賀市立上野総合市民病院	
中勢伊賀		名張市立病院	

南勢志摩	県立総合医療センター	松阪市民病院	
		済生会松阪総合病院	
		厚生連松阪中央総合病院	
		伊勢赤十字病院	
		市立伊勢総合病院	
		県立志摩病院	
		尾鷲総合病院	
東紀州		紀南病院	
役割・必要機能等	<ul style="list-style-type: none"> ・重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能 ・重症傷病者の受け入れ機能 ・D M A T 等の受入機能 ・広域搬送への対応機能 ・D M A T の派遣機能 ・地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能 <p>基幹災害拠点病院は、災害医療に関して、県の中心的な役割を果たし、研修を行うなど県内の災害拠点病院の機能強化を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院と連携し、又は支援し、主として被災地内の傷病者の受入及び搬送にあたる等、地域における必要な医療救護活動 ・医療救護班を派遣する体制の確保と様々な状況に応じた医療救護班の派遣 ・必要に応じて地域の医療機関等への応急用資器材の提供 	

力 災害拠点精神科病院の整備（医療保健部）

災害時における精神科医療の拠点となる、災害拠点精神科病院の整備を進める。

キ 業務継続計画（B C P）の整備（医療保健部）

全病院がB C Pの考え方に基づいた災害医療マニュアルを整備できるよう支援する。

ク 災害派遣医療チーム（D M A T）・災害派遣精神医療チーム（D P A T）及び医療救護班の編成と訓練の実施（医療保健部、防災対策部）

D M A T は、各災害拠点病院がそれぞれ1隊以上保有している。D P A T は、三重D P A T協定病院がそれぞれ1隊以上保有している。また医療救護班は、(公社)三重県医師会、(公社)三重県病院協会、郡市医師会、(公社)三重県看護協会、(公社)三重県歯科医師会、日本赤十字社三重県支部、(独)国立病院機構の各病院、大学病院等の協力を得て編成することとし、各機関において、あらかじめメンバーを選定しておく。

いずれも日頃から関係機関と連携した訓練の実施や参加に努める。

なお、D M A T・D P A T及び医療救護班の基本的な編成は次のとおりとする。

① D M A T 1隊の基本編成

医師 1名

看護師 2名

業務調整員 1名

② D P A T 1隊の基本編成

精神科医師 1名

看護師 2名

- 精神保健福祉士または
臨床心理士または作業療法士 2名
- ③ 医療救護班 1班の基本編成
医師 1名
看護師 2名
事務職員等 1名
- ④ 歯科医療救護班 1班の基本編成
歯科医師 1名
歯科衛生士 1名
歯科技工士 1名
事務職員等 1名

※災害の規模や種類に応じ、薬剤師を追加するなど編成人数、職種については柔軟に対応する。

ケ SCUの整備（医療保健部）

- ① 広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の体制整備
南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画において、SCU候補地として指定している伊勢志摩広域防災拠点（県営サンアリーナ）、三重大学グラウンド及び県立看護大学に、SCUを展開するための必要な資機材及び消耗品の配備を進める。
- ② 被災地から診療可能な医療機関への搬送や重篤患者の災害拠点病院等への搬送体制の整備を図る。重篤患者の搬送については、ヘリコプターの有効活用を図るとともに、ヘリポートの確保に努める。
- ③ 病院間やヘリポートへの患者搬送手段の確保について検討を行う。

コ ドクターへリの活用体制の確保（医療保健部）

ドクターへリの災害時における活用体制について、検討を行う。

サ 透析患者の対応（医療保健部）

- ① 透析患者について、透析医会と災害時の透析関連情報の連絡体制を構築する。
② 透析患者の移送に備えて、地域別の透析患者数や透析施設等の状況把握を行う。

(2) 医薬品等の確保・供給体制の整備

ア 災害薬事コーディネート機能の確保（医療保健部）

県災対本部に招へいする本部災害薬事コーディネーターや地方部に招へいする地域災害薬事コーディネーターによるコーディネート機能が十分に発揮できる体制の整備に努める。なお、災害薬事コーディネーターは、被災地において必要とされる医薬品・衛生材料等が迅速かつ円滑に供給されるよう、薬事に関する助言等を行うとともに、平時においても関係機関との連携体制の維持や、研修及び訓練に積極的に参加し、資質の向上に努める。

イ 医薬品・衛生材料等の備蓄（医療保健部）

災害直後の初動期に必要な外科系救急医薬品、衛生材料等を県直轄で備蓄するとともに、関係機関に流通備蓄を委託することにより県内各地域をカバーする。

ウ 医薬品・衛生材料等の調達・分配（医療保健部）

- ① 県が備蓄している医薬品・衛生材料等を被災地内の医療機関等へ供給するとともに県内医療機関及び医薬品等関係機関の協力を得て、必要な医薬品・衛生材料等の調達・分配を行う体制を構築する。
- ② 必要に応じて、国及び他府県等に対しても医薬品・衛生材料等の提供の要請を行う体制を構築する。
- ③ 輸血用血液製剤は、三重県赤十字血液センターに確保・供給を依頼する。

【協力機関及び役割】

三重県赤十字血液センター	血液製剤の供給
三重県医薬品卸業協会	医薬品・衛生材料の供給
一般社団法人三重県薬剤師会	"
一般社団法人三重県医薬品登録販売者協会	"
三重県薬事工業会	"
三重県医薬品配置協議会	"
東海歯科用品商協同組合三重県支部	歯科用医薬品・衛生材料の供給
三重県医療機器販売業協会	衛生材料の供給
一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部	医療用ガスの供給

エ 援助物資の活用（医療保健部、防災対策部）

国及び他府県等からの援助物資（医薬品等）の活用を図るため、その受け入れ及び供給体制を構築する。

(3) 医療機能の確保（医療保健部）

二次救急医療機関等の施設の耐震化を計画的に進める。

■市町が実施する対策

1 災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策

(1) 医療・救護体制の整備

ア 救護所設置候補地の事前指定

救護所の設置場所については、災害拠点病院、災害医療支援病院、二次救急医療機関、消防署等周辺の公共施設及び空地等を、あらかじめ候補地として、選定・指定しておく。

また、診療所を始めとする民間医療機関の活用についても検討する。

イ 自主救護体制の確立

救護所の設置、医療救護班の編成・派遣について都市医師会等と協議して計画を定める。

軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護に関する計画を定めておく。

なお、地域ごとに設置されている地域災害医療対策会議に参加し、情報共有に努める。

ウ 救急搬送体制

災害時の救急搬送について消防機関等との連携に努める。

エ 医薬品等の確保体制

救護所等で使用する医薬品の調達方法をあらかじめ確認しておく。

(2) 医療・救護機能の確保

市町立病院等の施設の耐震化を計画的に進めるとともに、災害拠点病院等に対する水の優先的な供給等、ライフラインの確保について協定を締結するなどの取組を進める。

市町長は、あらかじめ医療施設の利用について都市医師会等と十分協議しておくほか、公立以外の医療機関の医師等についても、医療救護班の編成など災害対応の医療体制を構築できるよう、平常時から取り組む。

2 住民を対象とした対策

(1) 災害時医療・救護体制等の周知

災害時の救護所等の設置場所や災害拠点病院等の診療方針などについて、訓練などを通じ

てあらかじめ住民に周知を図る。

慢性疾患患者等に対し、必要な医薬品等については、数日分を確保しておくよう促す。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 医療・救護体制の整備
- (2) 医療・救護機能の確保
- (3) その他必要な事項

■災害時に医療・救護を担う機関が実施する対策

1 医療・救護体制の整備

「県が実施する対策 1 災害時に医療を担う機関を対象とした対策 (1) 医療体制の整備」、「市町が実施する対策 1 災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策 (1) 医療・救護体制の整備」に沿った対策を講じる。

災害時に医療・救護を担う機関は、災害時に備えて防災マニュアルを作成する。

2 医薬品等の確保・供給体制の整備

「県が実施する対策 1 災害時に医療を担う機関を対象とした対策 (2) 医薬品等の確保・供給体制の整備」に沿った対策を講じるが、透析施設においては、人工透析に必要な医療資材や水の備蓄、災害時の調達方法の事前調整を図る。

3 医療・救護機能の確保

「県が実施する対策 1 災害時に医療を担う機関を対象とした対策 (3) 医療機能の確保」、「市町が実施する対策 1 災害時に医療・救護を担う機関を対象とした対策 (2) 医療・救護機能の確保」に沿った対策を講じる。

また、災害時における医療活動のための電気や水等の確保対策について、事前に検討しておく。

■県民が実施する対策

1 災害時の医療に関する事前対策

災害時の地域の医療体制を平常時から把握するとともに、特に慢性疾患を持つ家族がある場合は、それぞれの病状に応じた医薬品等を持ち出せるよう事前準備に努める。

【担当課】

- ・消防・保安課、災害対策推進課、医療政策課、薬務課、健康推進課

【監修部隊】

- ・保健医療部隊

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 活動態勢の整備」を参照。

第4節 応援・受援体制の整備(予防16)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・県内各地域における、県外及び県内の遠隔地方公共団体等からの応援を受け入れるための活動拠点の確保や受入体制の整備が十分でない。また、三重県内での応援体制についても十分な調整がなされていない。

【この計画がめざす状態】

- ・県内各地域に広域応援受入のための拠点整備がなされ、発災直後からの応援受入ができる体制が整っている。また、三重県内での災害応援の必要が生じた場合においても、即時に各関係機関や応援協定団体が連携して応援に向かえる体制が整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県		<p>【県災対本部に関する対策】</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 県内市町間の応援・受援等にかかる計画の策定及び体制の整備(2) 国及び県外地方公共団体との災害時連携体制の構築(3) 防災関係機関の受援体制の整備(4) 応援協定団体の受援体制の整備 <p>【地方部に関する対策】</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 県災対本部及び市町との災害時連携体制の構築 <p>【警察本部に関する対策】</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 広域的な派遣体制の確保(2) 受援体制の整備
	防災関係機関	<ul style="list-style-type: none">(1) 防災関係機関との連携体制の構築
市町		<ul style="list-style-type: none">(1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備(2) 県外市町村との災害時連携体制の構築(3) 防災関係機関の受援体制の整備(4) 応援協定団体の受援体制の整備
	防災関係機関	<ul style="list-style-type: none">(1) 防災関係機関との連携体制の構築

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県災対本部に関する対策

(1) 県内市町間の応援・受援等にかかる計画の策定及び体制の整備(防災対策部)

三重県市町災害時応援協定に基づき、他市町への応援及び他市町からの応援を受け入れる受援対策を円滑に実施できるよう、必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練を実施する。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。(推進計画)

(2) 国及び県外地方公共団体との災害時連携体制の構築（防災対策部）

既に締結している「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、「中部9県1市災害時等の応援に関する協定」、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき、国（指定地方行政機関）を含めた連携体制の整備を図るとともに、防災訓練を実施する。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。（推進計画）

(3) 防災関係機関の受援体制の整備（防災対策部）

自衛隊・消防・警察等県外からの応援が円滑に受けられるよう救助活動拠点を確保するとともに、三重県広域受援計画に基づく防災訓練を実施する。

また、消防の応援については消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。（推進計画）

(4) 応援協定団体の受援体制の整備（防災対策部等協定所管部局）

三重県が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう、活動拠点を確保するとともに、連携強化を図るため防災訓練を実施する。

2 地方部に関する対策（防災対策部、各地域防災総合事務所等）

(1) 県災対本部及び市町との災害時連携体制の構築

各地域防災総合事務所等の所管区城市町との連絡調整や災害情報の収集及び県災対本部への伝達を担うため、市町との連携体制の構築・整備を図る。

また、被害想定に基づき、事前の各地方部の役割分担及びこれに基づく災害時の連携体制を検討するとともに、防災訓練を実施する。

3 警察本部に関する対策（警察本部）

(1) 広域的な派遣体制の確保

広域的な派遣体制を確保するため、警察災害派遣隊の整備を図る。

(2) 受援体制の整備

受援のために必要となる体制の整備を図る。

4 防災関係機関を対象とした対策（防災対策部）

(1) 防災関係機関（自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等）との連携体制の構築

平常時から連携体制の強化に努め、発災時に自衛隊の災害派遣や、海上保安庁、警察及び消防機関等の応援要請が円滑に行えるよう、情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等を行い、適切な役割分担が図られるよう努める。

また、要請の手順や連絡先の徹底、要請内容（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について平常時よりその想定を行い、自衛隊や海上保安庁、警察、消防機関等との連携を図る。

■市町が実施する対策

1 市町（災害対策本部）を対象とした対策

(1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備

三重県市町災害時応援協定に基づき、また、「三重県市町受援計画策定手引書」を参考に、円滑な応援・受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練の実施・協力に努める。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

(2) 県外市町村との災害時連携体制の構築

県外市町村との相互応援協定の締結を推進し、県外市町村との応援・受援体制の構築を図る。
協定の締結にあたっては、近隣の市町村に加え、遠方の市町村との締結を検討する。

既に締結している相互応援協定に基づき、連携体制の整備を図るとともに、防災訓練を実施する。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

(3) 防災関係機関の受援体制の整備

自衛隊・消防・警察等の応援を円滑に受けられるよう救助活動拠点の確保や、受援に必要な対策について検討・実施する。

(4) 応援協定団体の受援体制の整備

各市町が締結している応援協定の締結者からの応援が円滑に受けられるよう、活動拠点の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。

さらに、連携強化を図るため防災訓練を実施する。

2 防災関係機関を対象とした対策

(1) 防災関係機関（自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等）との連携体制の構築

「県が実施する対策 4 防災関係機関を対象とした対策 (1) 防災関係機関（自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等）との連携体制の構築」に準じた対策等を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備
- (2) 防災関係機関の受援体制の整備
- (3) その他必要な事項

【担当課】

- ・災害対策推進課、災害即応・連携課、
警備第二課

【監修部隊】

- ・総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 活動態勢の整備」を参照。

第5節 物資等の備蓄・調達・供給体制の整備(予防17)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・広域的な大規模災害時を想定した物資の備蓄及び調達計画、救援物資等の受入計画、並びにこれら物資の供給計画が未整備で、準備体制が十分でない。

【この計画がめざす状態】

- ・大規模災害に備えた物資の備蓄・調達・受入・供給にかかる計画が整備され、計画に沿った備蓄や関係機関との事前調整が整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県	事業者及び事業者団体等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時用物資等の備蓄・調達 (2) 災害時用物資等の受入・供給 (3) 庁舎、県有施設への災害時用物資等の備蓄 (4) 広域防災拠点への災害時用物資等の備蓄
	県民	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家庭における災害用備蓄の促進 (2) 地域における災害用備蓄の促進
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築 (2) 避難所等にかかる災害時用物資等の備蓄 (3) 孤立想定地域にかかる災害時用物資等の備蓄
市町	事業者及び事業者団体等	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時用物資等の調達にかかる協力関係の構築
	住民	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家庭における災害用備蓄の促進 (2) 地域における災害用備蓄の促進
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 灾害時用物資等の供給体制の構築 (2) 灾害時の食料や生活必需品等の供給体制の構築

【共助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
災害時用物資等の供給に関する協定を締結した事業者及び事業者団体等	県・市町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時用物資等の供給体制の構築 (2) 灾害時の食料や生活必需品等の供給体制の構築
地域		<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難先等への災害用備蓄品等の確保

【自助】

実施主体	対 策（活 動）項 目
県民	(1) 家庭における災害用備蓄品等の確保

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県における対策

(1) 災害時用物資等の備蓄・調達（防災対策部）

地震・津波等を想定し、三重県備蓄・調達基本方針に基づき、県と市町の役割分担を踏まえて、災害時用物資の備蓄・調達を行う。なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、必要に応じ、マスク、消毒液や簡易ベッドなどの感染防止資機材についても備蓄・調達を行う。

(2) 災害時用物資等の受入・供給（防災対策部、地域連携・交通部）

地震・津波等を想定し、各広域防災拠点の活動マニュアル、三重県災害対策本部運営要領、三重県広域受援計画等に基づき、災害時用物資等の受入・供給計画の検討を行う。

(3) 庁舎、県有施設への災害時用物資等の備蓄（防災対策部、各地域防災総合事務所等）

庁舎や県有施設の災害時の役割等に応じた物資や資機材等の備蓄を図る。

(4) 広域防災拠点への災害時用物資等の備蓄（防災対策部）

広域防災拠点に災害時の応急対策に必要な物資や資機材等の備蓄を図る。なお、物資や資機材等の管理は、「物資調達・輸送調整等支援システム」等を活用して行う。

2 事業者及び事業者団体等を対象とした対策

(1) 災害時用物資等の調達等にかかる協力関係の構築（各物資等調達協定締結部署）

災害時に必要な食料や生活必需品を扱う事業者や事業者団体等との物資等の調達協定等の締結を促進し、物資等の調達や荷役・仕分け、搬送等にかかる協力体制を構築して災害時の物資等調達体制を強化する。

ア 食料について

食料については、必要な食料等を扱う事業者や事業者団体等と積極的に「災害時用物資等の供給に関する協定」等を締結し、災害時の複数の物資等調達ルートの確保に努めるとともに、県が実施する防災訓練等への参加を促す等協力関係の構築に努める。

イ 生活必需品等について

生活必需品等については、必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等と積極的に「災害時用物資等の供給に関する協定」を締結し、災害時の複数の物資等調達ルートの確保に努めるとともに、県が実施する防災訓練等への参加を促す等協力関係の構築に努める。

3 県民を対象とした対策

(1) 家庭における災害用備蓄の促進（防災対策部）

各家庭が発災後3日分以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう啓発する。

(2) 地域における災害用備蓄の促進

避難所や避難場所など、避難先に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう啓発する。

■市町が実施する対策

1 市町における対策

(1) 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえつつ、災害時に必要となる物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築を図る。なお、物資や資機材等の管理は、「物資調達・輸送調整等支援システム」等を活用して行う。

(2) 避難所等にかかる災害時用物資等の備蓄

避難所の場所等を勘案し、地域内輸送拠点（市町物資拠点）を確保するとともに災害時用物資（食料等を含む）の備蓄を図る。

(3) 孤立想定地域における災害時用物資等の備蓄

災害時の孤立が想定される地域における災害時用物資等（食料等を含む）の備蓄を図る。

(4) 県等関係機関との情報共有

避難所、地域内輸送拠点（市町物資拠点）、災害時用物資備蓄状況等について、平時より県等の関係機関と情報共有を図る。

2 事業者及び事業者団体等を対象とした対策

県の「事業者及び事業者団体を対象とした対策」に準じた対策を講じる。

3 住民を対象とした対策

(1) 家庭における災害用備蓄の促進

住民に対して各家庭における発災後3日分以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を働きかける。

(2) 地域における災害用備蓄の促進

避難所や避難場所など、避難先に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう自主防災組織等へ働きかける。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 災害時用物資（食料等を含む）等の備蓄・調達・受入・供給体制

(2) 地域内輸送拠点（市町物資拠点）、避難所

(3) その他必要な事項

■災害時用物資等の供給に関する協定を締結した事業者及び事業者団体等が実施する対策

1 災害時用物資等の供給体制の構築

県と協定を締結した災害対策に必要な物資等を扱う事業者や事業者団体等は、平常時から災害時に備えた災害時用物資等の供給体制の構築を図るとともに、県の実施する防災訓練等への協力に努める。

2 災害時の食料や生活必需品等の供給体制の構築

県と協定を締結した食料品や生活必需品等を扱う事業者や事業者団体等は、平常時から災害時に備

えた食料品や生活物資等の供給体制の構築を図るとともに、県の実施する防災訓練等への協力に努める。

■ 地域が実施する対策

1 避難先等への災害用備蓄品等の確保

津波による浸水が想定される地域等においては、避難所や避難場所など、避難先に個人用備蓄品を保管するなど、食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努める。

■ 県民が実施する対策

1 家庭における災害用備蓄品等の確保

各家庭における発災後3日分以上の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄に努める。

【担当課】

- ・災害対策推進課、災害即応・連携課課、地域防災推進課、地域連携・交通総務課、各物資等調達協定締結課

【監修部隊】

- ・総括部隊（総括隊）
 - ・救援物資部隊

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 活動態勢の整備」を参照。

第6節 ライフラインにかかる防災対策の推進(予防18)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・公共、民間のライフライン関係機関の総合的な防災対策をコーディネートする機能が不十分で、各々の機関の個別の防災対策活動に頼ったライフライン対策にとどまっている。

【この計画がめざす状態】

- ・ライフライン関係機関の有機的な連携体制が構築され、必要な情報共有や防災対策活動がなされて、総合的なライフライン対策に取り組んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策(活動)項目
県	施設利用者	(1) 水道施設(県管理)を対象とした対策 (2) 下水道施設(県管理)を対象とした対策 (3) 工業用水道施設(県管理)を対象とした対策 (4) 電気施設を対象とした対策
市町	施設利用者	(1) 上水道施設(市町管理)を対象とした対策 (2) 下水道施設(市町管理)を対象とした対策

【共助】

実施主体	対策(活動)項目
電気事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備 (4) 広域応援体制の整備
ガス事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動
通信事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動 (4) 広域応援体制の整備
鉄道事業者	(1) 平常時の防災・減災対策 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備
一般乗合旅客自動車運送事業者	(1) 平常時の防災・減災対策 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備

三重県石油商業組合	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 協定に基づく体制の確立
-----------	--

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
県民	(1) ライフラインにかかる予防対策

第3項 対策

■県が実施する対策

1 水道施設(県管理)を対象とした対策(企業庁)

水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに、平常時の受水市町等との連絡、協調に努める。(推進計画)

(1) 耐震性の強化

水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、最新の基準・指針等に基づき、施設の耐震化を行う。

(2) 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書の整備、保管を図る。

(3) 応急給水・復旧のための体制整備

水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努める。また、応急給水・復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備するとともに、市町が実施する運搬給水への支援策として、浄水場等に給水車への応急給水設備を整備し、給水車に水道水を供給できる体制を確保する。

「三重県水道災害広域応援協定」、「東海四県水道災害相互応援に関する覚書」等に基づき、資機材等に関する情報共有を行う。また、災害時の「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応援給水等の実効性を高めるため、関係市町と連携し、応援給水等の訓練を実施する。

<津波対策について>

(4) 津波浸水対策の実施

三重県地震被害想定調査結果による津波浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を行う。

2 下水道施設(県管理)を対象とした対策(県土整備部)

災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講ずるとともに、市町においても同様の措置が講じられるよう指導する。

(1) 耐震性の強化

耐震性が低い施設において、優先度に応じ順次耐震化を図る。また、下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置を備えるなど災害に強い下水道の整備を図る。

(2) 被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備

被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書を整備・保存（保管）する。

(3) 応急復旧のための体制整備

下水道機能の維持及び早期復旧に向けた対応手順及び事前対策等を講じる。

また、県・市町間及び広域応援などの相互応援体制を整え、人員の配備及び必要な資機材等の情報共有を図る。

＜津波対策について＞

(4) 津波浸水対策の実施

三重県地震被害想定調査結果による津波浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を行う。

3 工業用水道施設(県管理)を対象とした対策(企業庁)

工業用水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに、平常時の受水企業等との連絡、協調に努める。

(1) 耐震性の強化

工業用水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、最新の基準・指針等に基づき、施設の耐震化を行う。

(2) 施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書の整備を図る。

(3) 応急復旧のための体制整備

工業用水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、応急復旧用資機材及び人員の配備等の体制を整備する。

また、「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書」「工業用水道事業における災害相互応援に関する基本的ルール(日本工業用水協会)」等に基づく他の公共団体からの応援や、資機材メーカーなどの関係会社等からの協力が迅速に得られるよう、広域応援体制を整備する。

＜津波対策について＞

(4) 津波浸水対策の実施

三重県地震被害想定調査結果による津波浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

4 電気施設を対象とした対策(防災対策部、農林水産部、県土整備部)

電気施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施することに努める。

(1) 長期停電への対策

市町や県内一般送配電事業者と協力して、配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採や、停電発生時の復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木などの障害物の除去等について、県

内一般送配電事業者と連携体制について協議しておく。

■市町が実施する対策

1 上水道施設(市町管理)等を対象とした対策

「<県が実施する対策> 1 水道施設（県管理）を対象とした対策」に準ずる。

2 下水道施設(市町管理)を対象とした対策

「<県が実施する対策> 2 下水道施設（県管理）を対象とした対策」に準ずる。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 上水道施設等を対象とした対策

(2) 下水道施設を対象とした対策

(3) その他必要な事項

■ライフライン関係企業が実施する対策

<電気事業者の対策>

1 設備面の災害予防

(1) 施設の耐震対策及び耐火対策

災害に強い電力供給体制を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や防火対策を講じる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な電力の復旧を図るため、機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(4) 長期停電への対策

県・市町と協力して、配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採や、停電発生時の復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木などの障害物の除去等について、連携体制を協議しておく。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 災害時の広報体制の整備

復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害の発生に備え、防災体制を確立するとともに、隣接する電気事業者等からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするようあらかじめ措置方法を定めておく。

〈都市ガス事業者の対策〉

1 設備面の災害予防

(1) 施設の耐震対策

災害時の被害軽減、安全性強化を図るため、施設・設備の耐震性強化策を講じる。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急なガス供給の復旧を図るため、施設・技術者等の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

① 施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。

② 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

ガス供給の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

〈L Pガス事業者の対策〉

1 設備面の災害予防

L Pガス充填所を管理する事業者は、充填所の耐震対策を促進するとともに、自家発電設備を設置する等により、L Pガスの安定的な供給体制の構築に努める。

各販売事業者は、容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。また、耐震性機器の設置を促進する。

2 災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

(一社)三重県L Pガス協会各地域L Pガス協議会内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化するとともに、各地域L Pガス協議会内による緊急動員体制を整備する。

また、県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

地震発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

＜コミュニティガス事業者の対策＞

「＜都市ガス事業者の対策＞及び＜L Pガス事業者の対策＞」に準ずる。

＜固定通信事業者の対策＞

「第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 ＜その他の防災関係機関が施する対策＞ 固定通信事業者の対策」に準じる。

＜移動通信事業者の対策＞

「第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 ＜その他の防災関係機関が施する対策＞ 移動通信事業者の対策」に準じる。

＜鉄道事業者の対策＞

1 平常時の防災・減災対策

(1) 施設の耐震性強化

地震に対する被害軽減や安全性を高めるため、施設の耐震性の強化を計画的に進める。

(2) 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

① 災害発生時の旅客の案内

② 避難誘導等混乱防止対策

③ 緊急時の通信確保・利用方法

④ 帰宅困難者対策等

⑤ 関係者の非常参集

⑥ 職場及び各家庭での地震・津波対策

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

① 地震・津波情報等の把握及び関係部署、駅、列車等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。

② 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

(3) 運転基準及び運転規制区間の設定

地震発生時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその震度により運転規制

等を行うとともに、安全確認を行う。

津波浸水予想区域内にあっては、乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定めておく。

3 災害時の広報体制の整備

運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

＜一般乗合旅客自動車運送事業者の対策＞

1 平常時の防災・減災対策

(1) 防災教育及び防災訓練の実施

従業員及び関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- ① 災害発生時の乗客の案内
- ② 避難誘導等混乱防止対策
- ③ 緊急時の通信確保・利用方法
- ④ 帰宅困難者対策等
- ⑤ 関係者の非常参集
- ⑥ 職場及び各家庭での地震・津波対策

2 災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報伝達体制の確立

- ① 地震・津波情報等の把握及び関係部署、車両等への情報伝達方法等をあらかじめ定めておく。
- ② 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。
- ③ 鉄道不通区間のバスによる代替輸送等について、あらかじめ連絡手段や輸送方法等を鉄道事業者と検討しておく。

(3) 運転基準及び運転規制区間の設定

地震発生時の運転基準等をあらかじめ定め、発生時にはその震度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

津波浸水予想区域内にあっては、乗客乗員の避難手法・手順・体制等をあらかじめ定めておく。

3 災害時の広報体制の整備

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

＜三重県石油商業組合の対策＞

1 設備面の災害予防

(1) 施設の災害対策

- ① 災害時の被害軽減、安全性強化や石油類燃料の供給体制維持を図るため、給油所施設の耐震化とともに中核給油所や小口燃料配送拠点等の整備を推進する。

2 災害対策体制の整備

(1) 情報伝達体制の確立

- ① 組合員相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。
② 県災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 協定に基づく体制の確立

(1) 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づく体制の確立

- ① 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」における県と組合との連絡体制の整備を図る。
② 「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、災害時に県から石油類燃料の供給要請があった場合の供給体制や方法について整備を図る。

■県民が実施する対策

1 ライフラインにかかる予防対策

県民は、地震・津波によりライフラインが一時あるいは当面の間、途絶える事態を想定し、その影響を最小限に抑えるための事前対策を講じるよう努める。

【担当課】

- ・災害即応・連携課、大気・水環境課、みどり共生推進課、道路管理課、下水道経営課、下水道事業課、水道事業課、工業用水道事業課

【監修部隊】

- ・社会基盤対策部隊（施設整備隊）
- ・被災者支援部隊（被災者支援隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 活動態勢の整備」を参照。

第7節 防災訓練の実施 (予防19)

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・図上訓練では、新たな災害対策本部体制における各部隊の任務の分担や防災関係機関との連携・機能が十分検証できていない。
- ・実動訓練では、発災後の様々な場面展開（発災後の被災者のニーズ変化など）を想定した訓練が実施できていない。

【この計画がめざす状態】

- ・図上訓練では、総括部隊を中心とした県災対本部の機能が十分に発揮され、災害対応力が段階的に高められていく訓練を実施している。
- ・実動訓練では、住民・地域等が主体となる自助・共助から防災関係機関が連携する公助までの一連の訓練を、発災直後から応急対策時期までの地域特性に応じた様々な場面を想定して実施している。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県		(1) 総合防災訓練の実施 (2) 広域的な防災訓練の実施 (3) 情報伝達訓練、非常参集訓練等の実施 (4) 防災訓練時の交通規制の実施 (5) 訓練に基づく県地域防災計画等の検証
	市町	(1) 市町が実施する防災訓練への支援
	自主防災組織等	(1) 自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援
市町		(1) 多様な防災訓練の実施 (2) 県の防災訓練への協力・参画
	自主防災組織等	(1) 自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援

【共助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
企業・事業所等	(1) 業種・業態に沿った防災訓練の実施 (2) 地域等と連携した防災訓練の実施
自主防災組織等	(1) 地域課題に沿った防災訓練の実施 (2) 県・市町等の防災訓練への協力・参画

【自助】

実施主体	対 策 (活 動) 項 目
県民	(1) 地域等における防災訓練への参画

第3項 対策

■県が実施する対策

1 県における対策

(1) 総合防災訓練の実施(防災対策部)

大規模地震を想定した災害応急対策を中心とする総合防災訓練を継続的に実施する。

なお、各訓練を企画するにあたっては、東日本大震災等で顕在化した課題を考慮する。(推進計画)

ア 実動訓練

県内市町を会場に、住民参加、救助機関との連携、各地域の災害特性に応じたテーマ別訓練の3点を考慮して、避難訓練、避難所運営訓練など自助・共助の訓練、救出・救助・搬送など公助の訓練を各団体・機関と連携して実動訓練を実施する。

また、男女共同参画の視点を取り入れることに加え、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊娠婦等の要配慮者の訓練への参画を進めるとともにこれら参加者に十分配慮する。

イ 図上訓練

県災対本部及び地方部の各部隊、市町災対本部、防災関係機関が一体となった応急対策活動、それぞれの役割分担、連携等の防災体制を検証し、強化するため、図上訓練を実施する。

(2) 広域的な防災訓練の実施(防災対策部)

近隣府県との相互の応援体制を確立するために、地震・津波等による大規模な災害が発生し、被災府県等が独自に十分な応急対策活動が実施できない場合を想定した広域合同防災訓練を実施する。(推進計画)

ア 中部圏における広域防災訓練

中部9県1市、中部ブロックにおける応援・受援活動など連携した防災訓練を実施する。

イ 近畿圏における広域防災訓練

関西広域連合を含む近畿圏における応援・受援活動など連携した防災訓練を実施する。

(3) 情報伝達訓練、非常参集訓練等の実施(防災対策部)

職員の災害対応力向上による県災対本部態勢等の強化を図るため、情報伝達訓練や非常参集訓練などを実施する。(推進計画)

ア 情報伝達訓練

南海トラフ地震臨時情報等に基づく全職員対象の情報伝達訓練を行う。

イ 非常参集訓練

時間外の発災を想定した全職員対象の非常参集訓練を実施する。

ウ 災対本部設置訓練

県庁舎近隣に居住する職員(緊急初動対策要員)を対象とした、災対本部設置訓練を実施する。

エ 緊急地震速報行動訓練

県庁舎に勤務する職員及び来庁者に対し、緊急地震速報発表時における安全確保及び迅速な初動対応の訓練を実施する。

(4) 防災訓練時の交通規制の実施(警察本部)

防災訓練の効果的な実施を図るために必要があると認めるときは、必要な限度で区域又は道路の区間を指定して歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

(5) 訓練に基づく県地域防災計画等の検証(各部隊の平常時部局)

様々な訓練の実施により各部隊活動等を検証し、県地域防災計画等の改善を図る。

特に次の視点での検証を重視する。

- ① 多様な主体と連携した災害対応（特に避難行動要支援者等の要配慮者への対応）
- ② 広域的な応援・受援活動
- ③ 時系列に沿ったフェーズごとの災害対応

2 市町を対象とした対策

(1) 市町が実施する防災訓練への支援（防災対策部）

市町が実施する防災訓練を積極的に支援する。また、訓練が地域の特性に基づくとともに、要配慮者や女性、事業所などの多様な主体の参画を得たものとなるよう働きかける。（推進計画）

3 自主防災組織等を対象とした対策

(1) 自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援（防災対策部）

自主防災組織や企業等が実施する防災訓練を積極的に支援する。また、訓練が地域の特性に基づくとともに、要配慮者や女性、事業所などの多様な主体の参画を得たものとなるよう働きかける。（推進計画）

■市町が実施する対策

1 市町における対策

(1) 多様な防災訓練の実施

市町の地域特性に応じた被災状況等を想定した多様な防災訓練を実施・検証する。訓練を実施するにあたっては、避難行動要支援者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

(2) 県の防災訓練への協力・参画

市町は、県の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

2 自主防災組織等を対象とした対策

(1) 自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援

県の「自主防災組織や企業等が実施する防災訓練への支援」に準じた支援を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 防災訓練の実施内容

(2) 自主防災組織等が実施する防災訓練への支援

(3) その他必要な事項

■企業・事業者等の対策

1 業種・業態に沿った防災訓練の実施

企業や事業者等による業種・業態に沿った防災訓練の実施に努める。また、従業員が帰宅困難となる事態を想定した訓練の実施に努める。

2 地域等と連携した防災訓練の実施

防災訓練を実施するにあたっては、地域との連携に努めるとともに、県、市町、地域が実施する防災訓練に積極的に参画するよう努める。

■自主防災組織等の対策

1 地域課題に沿った防災訓練の実施

自主防災組織等による地域の津波避難訓練や避難所運営訓練等の防災訓練の実施に努めるとともに、実施にあたっては、地域課題に沿った訓練や、障がい者、高齢者等の要配慮者に配慮した訓練になるよう工夫する。

また、訓練への要配慮者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

2 県・市町等の防災訓練への協力・参画

県や市町等の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

■県民が実施する対策

1 地域等における防災訓練への参画

県、市町、地域が実施する防災訓練に積極的に参画するよう努める。

【担当課】

- ・災害対策推進課、地域防災推進課、警備第二課

【監修部隊】

- ・総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 活動態勢の整備」を参照。

第8節 災害廃棄物処理体制の整備（予防20）

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・住民の生活環境を保全し、地域の早期復旧・復興のために迅速かつ適正な処理を目的として、県及び全市町で災害廃棄物処理計画が策定されているが、計画の実効性を高めるため、平常時からの対策が重要である。

【この計画がめざす状態】

- ・県及び市町で策定された災害廃棄物処理計画に基づき、広域的な大規模災害時に適正かつ迅速に災害廃棄物処理を行うための体系が構築されている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
県		(1) 広域的な協力体制の整備
	市町	(1) 災害廃棄物処理を担う人材の育成
市町		(1) 教育訓練の実施と市町災害廃棄物処理計画の継続的な見直し (2) 広域的な協力体制の整備 (3) 廃棄物施設の耐震対策等

第3項 対策

■県が実施する対策

1 広域的な協力体制の整備（環境生活部）

(1) 災害廃棄物処理に関する連絡会

県・市町・関係団体等で構成する「災害廃棄物処理に関する連絡会」を設置し、災害廃棄物処理に係る相互協力体制の維持・強化を図る。

(2) 災害廃棄物処理を担う人材の育成

県は、県及び市町が策定した災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、県、市町、民間事業者団体等を対象とした研修等を実施し、人材育成に努めるとともに、県と協定を締結している市町等、民間事業者団体等と訓練を実施し、災害廃棄物処理に対する対応力の強化を図る。

(3) 三重県災害等廃棄物処理応援協定

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について、県と市町等が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、県は被災市町等の要請を受けて、応援調整を行うとともに、広域的な協力体制の整備に努める。

(4) 応援体制の整備

震災による処理施設の被災、機材等の不足に対応するため、県内市町相互、民間団体等との応援体制の整備を推進する。

(5) 仮置場の候補地の選定

災害廃棄物等を、広域で処理するための仮置場候補地を選定しておく。

(6) 災害時における廃棄物の処理に関する応援協定

県は、災害時に発生するがれきやし尿等の廃棄物処理について、以下のとおり、民間事業者団体と応援協定を締結していることから、被災市町等より廃棄物処理に対する応援要請がなされた際は、協定に基づき各団体へ協力を要請する。

団体名	協定締結日
三重県環境整備事業協同組合	平成 16 年 3 月 30 日
一般社団法人三重県産業廃棄物協会	平成 16 年 4 月 28 日
一般財団法人三重県環境保全事業団	平成 16 年 10 月 15 日
一般社団法人三重県清掃事業連合会	平成 26 年 3 月 3 日
太平洋セメント株式会社	平成 27 年 8 月 28 日

(7) 災害廃棄物処理計画の見直し

国の災害廃棄物対策指針や市町災害廃棄物処理計画、地域防災計画の見直し等にあわせた計画の定期的な見直しに努める。

2 市町災害廃棄物処理計画改定支援（環境生活部）

県は、市町が災害廃棄物処理計画を改定する際には、「市町災害廃棄物処理対策マニュアル」に基づき市町計画の改定支援を行う。

また、市町計画が実効性のあるものとなるよう、人材育成のための研修会や関係団体等との連絡会議等を実施する。

■市町が実施する対策

1 教育訓練の実施と市町災害廃棄物処理計画の見直し

市町災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、平常時から職員の訓練や研修等を実施するとともに、市町地域防災計画の見直し等にあわせた計画の定期的な見直しに努める。

2 広域的な協力体制の整備

(1) 三重県災害等廃棄物処理応援協定

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について県と市町が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、県と必要な調整を行う。

また、市町は、広域的な協力体制に努める。

(2) 応援体制の整備

市町は、震災による処理施設の被災、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間団体等についても応援体制の整備を推進する。

(3) 仮置場の候補地の選定

市町は、災害廃棄物等を、一時的に集積するための仮置場候補地を選定しておく。

3 廃棄物処理施設の耐震対策等

(1) 管理体制

一般廃棄物処理施設が被災した場合には、災害廃棄物の適正な処理が困難となるため、耐震化、

不燃堅牢化、浸水・停電・断水時の対策等、平常時から地震・津波対策を十分に行っておく。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要な手順を定め、資機材の備蓄を確保する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 教育訓練の実施と市町災害廃棄物処理計画の見直し
- (2) 広域的な協力体制の整備
- (3) 廃棄物処理施設の耐震対策等
- (4) その他必要な事項

【担当課】

- ・資源循環推進課

【監修部隊】

- ・社会基盤対策部隊（廃棄物対策隊）

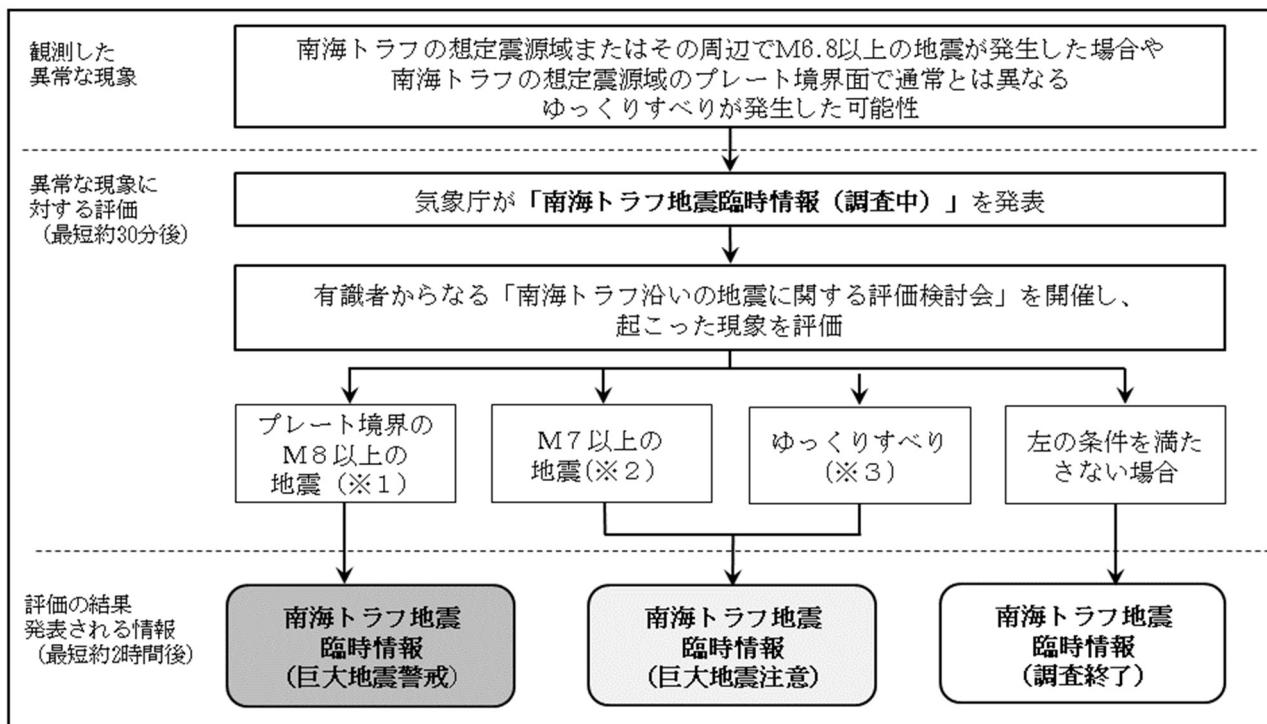
※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 活動態勢の整備」を参照。

第6章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下のキーワードを付記した4つがあります。

南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 (注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	想定震源域のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれ当てはまらない現象と評価した場合

南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



防災対応の流れ

	プレート境界のM8以上の地震	M7以上の地震	ゆっくりすべり
発生直後	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		○今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 ○地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ○地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)
1週間			
2週間	巨大地震注意対応 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
すべりが収ま ったと評価さ れるまで	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震 発生まで			○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）に対する対応

（予防 21）

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・南海トラフ地震臨時情報の運用が始まったばかりで、県内の市町や関係機関等における、臨時情報発表時の対応にはばらつきがある。

【この計画がめざす状態】

- ・臨時情報発表後に、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達体制の整備をはじめとする、防災対応が済んでいる。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対 象	対 策 (活 動) 項 目
県		(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」） (2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保 (3) 臨時庁議の開催等 (4) 関係団体への情報提供 (5) 大規模地震発生後の災害応急対策の確認
	県民	(1) 県民への広報
市町	住民等	(1) 情報収集・連絡体制の整備

第3項 対策

■県が実施する対策

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 県の体制整備（「南海トラフ地震準備体制」）

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表し、同内容について県に対し連絡があった場合には、「南海トラフ地震準備体制」をとるものとする。

各部局、地方災害対策部における配備人員は、大規模地震発生に伴う初動対応や臨時庁議への対応等が可能な体制とする。

なお、既に災害対策基本法に基づく三重県災害対策本部が設置されている場合は、「南海トラフ地震準備体制」をとらず、以下の臨時庁議は本部員会議に読み替えるものとする。

(2) 市町及び防災関係機関との連絡体制の確保

気象庁が発表した「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」は、県から次の組織に配信するとともに、連絡体制を確保する。

ア 市町関係

全市町、全消防本部

イ 防災関係機関

陸上自衛隊（第33普通科連隊、航空学校）、海上保安庁（四日市・鳥羽・尾鷲海上保安部）

(3) 臨時庁議の開催等

「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の受領から2時間後を目途に、臨時庁議を開催する。

参加者：知事以下各部局長、各地域防災総合事務所長・地域活性化局長

内 容：津地方気象台からの状況説明

県（本部、地方部）および市町が事前対応すべき事項の確認

知事指示事項

県民への呼びかけ 等

報 道：公開とする。

2 県民への広報

南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容に関して、県民に密接に関係のある事項を周知するとともに、個々の状況に応じて避難等の防災対応の準備等をとる旨を呼びかける。

3 関係団体への情報提供

南海トラフ地震臨時情報（調査中）について関係団体に情報提供を行う。

4 大規模地震発生後の災害応急対策の確認

各部局は、本計画に定める項目が最大限かつ早急に実施できるよう、必要な確認を実施するものとする。また合わせて、三重県広域受援計画の適用を想定し、受援体制を整えておくものとする。

■市町が実施する対策

1 情報収集・連絡体制の整備

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表した場合に、市町は、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有を行うとともに、住民に対し関係のある事項を多様な伝達手段を用いて周知し、その他必要な措置を行うものとする。

【市町地域防災計画記載検討項目】

1 情報収集・連絡体制の整備

【担当課】

- ・災害即応・連携課、広聴広報課、防災対策総務課

【監修部隊】

- ・総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 活動態勢の整備」を参照。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策（予防22）

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、県内の市町や関係機関等における臨時情報発表時の対応にはばらつきがある。

【この計画がめざす状態】

- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、後発地震に対して1週間の警戒措置、当該措置後1週間の注意措置等をとれる体制が整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
県		<ul style="list-style-type: none">(1) 市町等への情報伝達(2) ホームページ等での情報提供(3) 報道機関を通じた情報提供等(4) 関係団体への情報提供(5) 地域住民等の避難行動等(6) 消防機関等の活動(7) 社会秩序維持活動等(8) 道路交通に関する対策(9) 滞留旅客等に対する措置(10) 不特定多数の者が出入りする施設(11) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置(12) 公共土木施設等の対策(13) 工事中の建築物等に対する措置
	市町	<ul style="list-style-type: none">(1) 市町域を越える広域避難の調整
	県民	<ul style="list-style-type: none">(1) 県民への広報
市町		<ul style="list-style-type: none">(1) 地域住民等の避難行動等(2) 市町域を越える広域避難の実施(3) 道路交通に対する対策(4) 滞留旅客等に対する措置(5) 市町が管理等を行う施設等に関する対策
	住民等	<ul style="list-style-type: none">(1) 住民等への情報伝達

【共助】

実施主体	対策（活動）項目
企業・事業所等	<ul style="list-style-type: none">(1) 業種・業態に応じた対策

第3項 対策

■県が実施する対策

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の緊急の情報伝達等

(1) 市町等への情報伝達

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、三重県防災通信ネットワーク（一斉配信）を使用して地方部及び市町へその情報文を伝達し、受信確認を行うとともに、庁内放送により県庁内への周知を図る。

(2) ホームページ等での情報提供

「防災みえ.jp」ホームページで緊急情報等の提供を行うとともに、メール等配信サービスやSMSにより情報を伝達する。

(3) 報道機関を通じた情報提供等

報道機関との連絡調整を行い、テレビ、ラジオを通じて知事によるメッセージを送るなど、各種報道・広報媒体を通じて県民への情報提供等を行う。

2 県民への広報

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など県民に密接に関係のある事項について周知する。
- (2) 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者には避難を、それ以外の方には、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的な避難を呼びかける。また、地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の県民には避難を呼びかける。
- (3) 県民に対し、日頃からの地震への備えを再確認することや自主避難等防災対応をとる旨を呼びかける。

3 関係団体への情報提供

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）について関係団体に情報提供を行う。

4 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

市町が事前に避難しておくことが望ましいとしてあらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）に対しては、避難行動等を呼びかける。

事前避難対象地域内外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(2) 市町域を越える広域避難の調整

各市町の避難所の受け入れ可能数を事前避難者の数が超過する等、市町域を越える広域避難を実施する必要が生じた場合、県、市町が調整し、広域避難を呼びかける。

(3) 避難所の開設と運営支援

第3部第4章第1節「3 避難所の開設及び運営支援」に準じた対策等を行う。

5 消防機関等の活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、県は市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう支援する。また、県は、「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」の発動を想定して、消防応援活動調整本部の設置など、

緊急消防援助隊の速やかな支援体制の確立、的確な消防活動の実施に備えるものとする。

6 社会秩序維持活動等

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関する、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- ア 正確な情報の収集及び伝達
- イ 不法事案等の予防及び取締り
- ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

7 交通対策

(1) 道路交通に関する対策

- ア 警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。
- イ 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等についてあらかじめ情報提供するものとする。
- ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内の車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知するものとする。

(2) 滞留旅客等に対する措置

- ア 県においては、市町等の対策の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町が実施する活動との連携体制等、必要な措置を行うものとする。

8 県が管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定多数または多数の者が出入りする施設等の対策

県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、公園、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制は概ね次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

- ① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

<留意事項>

- 1 避難対象者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- 2 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよ
う事前に検討すること。

- ② 避難対象者等の安全確保のための退避等の措置
- ③ 各施設における緊急点検、防火点検、巡視
- ④ 施設の設備、備品等の転倒、落下防止措置の確認
- ⑤ 出火防止措置

上記の①～⑤における実施体制（③においては実施必要箇所を含む）は施設ごとに別に定めるものとする。

イ 個別事項

- ① 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
 - ② 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
 - ③ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
 - ④ 県立高校等にあっては、次に掲げる事項
 - a 生徒等に対する保護の方法
 - b 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等の設置
 - ⑤ 社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項
 - a 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
 - b 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- ア 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。
 - ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - ② 無線通信機等通信手段の確保
 - ③ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- イ 市町推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。
- ウ 県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等に協力するものとする。

(3) 公共土木施設等の対策

- ア 道路情報板等による道路利用者への通行に関する情報提供や道路啓開の準備
- イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置を行うものとする。

(4) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を定めることとする。

■市町が実施する対策

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の緊急の情報伝達等

(1) 住民等への情報伝達

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、市町は、県等からの情報文を受信し、多様な手段を用いて住民等に伝達を行う。

2 避難対策等

(1) 地域住民等の避難行動等

市町が事前に避難しておくことが望ましいとしてあらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象

地域」という。)に対しては、避難指示等を実施する。

安全かつ速やかに事前避難が実施できるよう、避難場所から避難所に移動するタイミングや、開設する避難所、避難経路、避難実施責任者等避難実施に係る具体的な検討を行う。

事前避難対象地域内外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(2) 避難所の開設及び運営

第3部第4章第1節「5避難所の開設及び運営」に準じた対策等を行う。

(3) 市町域を越える広域避難の実施

各市町の避難所の受入れ可能数を事前避難者の数が超過する等、市町域を越える広域避難を実施する必要が生じた場合、県、市町が調整し、広域避難を実施する。

3 交通対策

(1) 道路交通に関する対策

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内の車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知するものとする。

(2) 滞留旅客等に対する措置

ア 市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

4 市町が管理等を行う施設等に関する対策

「県が実施する対策」「8県が管理等を行う施設等に関する対策」に準じた対策等を行う。

＜消防機関を対象とした対策＞

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導

ウ 津波及び浸水への対応は、水防活動を行うものの安全に配慮しながら、「三重県水防計画」等に準じ、必要な措置を実施する。

【市町地域防災計画記載検討項目】

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の緊急の情報伝達等

(2) 避難対策等

(3) 消防機関の対応等

(4) その他必要な事項

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜ライフライン企業の対策＞

必要なライフゲインの供給体制を確保するものとする。その際、後発の地震に備えて、必要がある

場合は、実施する措置を定めておくものとする。(ライフライン企業)

＜報道機関の実施する対策＞

緊急的な放送体制の整備を図る。

＜金融機関の実施する対策＞

日本銀行名古屋支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

＜交通に関する対策＞

1 道路

- (1) 道路管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等についてあらかじめ情報提供するものとする。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内の車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知するものとする。

2 海上

- (1) 海上交通の安全を確保するために、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に必要な措置を講じるものとする。(四日市、鳥羽、尾鷲海上保安部、港湾管理者)
津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意して、必要な措置を講じるものとする。(港湾管理者)

3 鉄道

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するに必要な対応を行うものとする。また、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合は、津波への対応に必要な体制をとるものとする。(鉄道事業者)
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される場合は、臨時情報に対する運行規制等について、情報提供に努めるものとする。(鉄道事業者)

4 滞留旅客等に対する措置

- (1) 船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者に対して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知するための計画を定めることとする。(一般旅客運送事業者)
- (2) 市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。(市町)

＜施設等に関する対策＞

1 公共土木施設等の対策

「＜県が実施する対策＞ 8県が管理等を行う施設等に関する対策」に準じる。

【担当課】

- ・消防・保安課、災害即応・連携課、広聴広報課、防災対策総務課、道路管理課、道路建設課、港湾・海岸課、河川課、施設災害対策課、都市政策課、営繕課、農業基盤整備課、水産基盤整備課、警備第二課

【監修部隊】

- ・総括部隊（総括隊）
- 社会基盤対策部隊（施設整備隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 活動態勢の整備」を参照。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策（予防23）

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に、県内の市町や関係機関等における臨時情報発表時の対応にはばらつきがある。

【この計画がめざす状態】

- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、後発地震に対して一定期間の注意措置等をとれる体制が整っている。

第2項 対策項目

【公助】

実施主体	対象	対策（活動）項目
県		<ul style="list-style-type: none">(1) 市町等への情報伝達(2) ホームページ等での情報提供(3) 報道機関を通じた情報提供等(4) 県民への広報(5) 関係団体への情報提供(6) 県が管理等を行う施設等に関する対策
市町		<ul style="list-style-type: none">(1) 住民への周知等(2) 市町が管理等を行う施設等に関する対策
ライフライン企業等の関係機関		<ul style="list-style-type: none">(1) 日頃からの地震への備えの再確認等を検討

第3項 対策

■県が実施する対策

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の情報伝達等

(1) 市町等への情報伝達

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、三重県防災通信ネットワーク（一斉配信）を使用して地方部及び市町へその情報文を伝達し、受信確認を行うとともに、府内放送により県庁内への周知を図る。

(2) ホームページ等での情報提供

「防災みえ.jp」ホームページで緊急情報等の提供を行うとともに、メール等配信サービスやSNSにより情報を伝達する。

(3) 報道機関を通じた情報提供等

報道機関との連絡調整を行い、各種報道・広報媒体を通じて県民への情報提供等を行う。

2 県民への広報

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知する。
- (2) 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認することや自主避難等防災対応をとる旨を呼びかける。

3 関係団体への情報提供

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）について関係団体に情報提供を行う。

4 県が管理等を行う施設等に関する対策

施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

■市町が実施する対策

1 住民への周知等

「県が実施する対策」「2 県民への広報」に準じた対策等を行う。

2 市町が管理等を行う施設等に関する対策

「県が実施する対策」「4 県が管理等を行う施設等に関する対策」に準じた対策等を行う。

【市町地域防災計画記載検討項目】

- (1) 住民への周知等

- (2) 市町が管理等を行う施設等に関する隊策

■その他の防災関係機関が実施する対策

<ライフライン企業等の関係機関の対策>

1 日頃からの地震への備えの再確認等を検討

【担当課】

- ・災害即応・連携課、広聴広報課、防災対策総務課

【監修部隊】

- ・総括部隊（総括隊）

※【監修部隊】とは、発災後に本節に関連する対策を実施する災害対策統括部の部隊を指す。災害対策統括部については、「第3部 第1章 第1節 活動態勢の整備」を参照。

(別紙)

三重県から住民や企業等への呼びかけについて

県民等に対して、各種伝達手段（報道機関、県ホームページ、SNS（Twitter（ツイッター）・LINE（ライン））など）を活用して下記の通り呼びかける。

1 住民への防災対応

「臨時情報（巨大地震警戒）」または「臨時情報（巨大地震注意）」が発表され、県内で後発地震に備える必要がある場合には、県から住民に対して取るべき防災対応などについて呼びかけ、防災行動を促す。

（1）日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間※¹ 地震発生に注意した行動をとること。また、できるだけ安全な防災行動をとること。

例）避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の確認、家具固定の確認、非常持出品（備蓄物資の確保）の確認、高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、危険なところにできるだけ近づかないなど

※1 「一定期間」の目途

- ・臨時情報（巨大地震警戒）発表の場合：発表から2週間
- ・臨時情報（巨大地震注意）（M7以上の場合）発表の場合：発表から1週間
- ・臨時情報（巨大地震注意）（ゆっくりすべり）発表の場合：発表からすべりが収まったと評価されるまで

（2）臨時情報（巨大地震警戒）の発表の際は、（1）に加え次の防災対応をとること。

（（注）臨時情報（巨大地震注意）の発表の場合、個々の必要に応じて避難を自主的に実施。）

①土砂災害に対する防災対応

- ・個々の状況に応じて、自主避難を含め、身の安全を守る等の防災対応を検討する。

②住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応

- ・耐震性の不足する住宅に居住する住民は、自主避難も含めて検討する。また、火災の発生の恐れのある器具の使用を控えることなどで火災の発生を防止する。

2 企業等への防災対応

臨時情報（巨大地震警戒）または臨時情報（巨大地震注意）が発表され、その際、最初の地震が被災地から離れており、県内で後発地震に備える必要がある場合には、県から企業等に対して、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施するよう呼びかける。

なお、住民等は後発地震の発生に注意しながら通常の生活を送っていることが想定されることから、社会状況を踏まえて、できる限り事業を継続することが望ましい。

（1）日頃からの地震への備えの再確認を行うこと。

例) 安否確認手段や機器固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の確認、発災時の従業員の役割分担の確認、地震情報等の伝達経路の確認 など

(2) 個々の状況に応じた適切な防災対応をとること。

例) ライフライン確保に向けた対応（燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化等を含む）、サプライチェーンにおける代替体制の事前準備、製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し、ヘルメットの携行の徹底、定期的なデータバックアップ など

(3) そのほか、臨時情報（巨大地震警戒）発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討すること。企業のB C P（事業継続計画）の作成や再確認を行うこと。

3 事前避難対象地域内の住民等への呼びかけ

事前避難対象地域内にあり、避難を必要とする住民等に対しては、県から、市町があらかじめ定めた避難計画等に基づき、親せき・知人宅や避難所などへ一週間の避難を行うよう呼びかける。

また、海岸沿いで、津波浸水が想定される地区内にお住まいで、移動等が困難な要配慮者についても、浸水想定区域外の避難所等への事前避難を呼びかける。

同地域内の企業等に対しては、県から、あらかじめ各企業等が個々の事情に応じて定めた計画に基づき、事業中止や従業員の安全確保、機器の安全対策の確認、利用者の避難体制の確立、地域貢献活動の推進などについて呼びかける。

そのほか、福祉・医療、教育等関係機関等に対しても、利用者等の安全確保を最優先とした防災対応（必要に応じて1週間の休業・休校等を含める）が図られるよう呼びかける。